

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2 第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月31日
【事業年度】	第29期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
【会社名】	株式会社旅工房
【英訳名】	TABIKOBO Co. Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林祐樹
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	03-5956-3044
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務本部本部長 田村健二
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	03-5956-3044
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務本部本部長 田村健二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社旅工房大阪支店 (大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年3月11日付で、東京労働局より「雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金受給事業主様への自主調査のお願い」を受領したことを契機に、当社では自主的に社内調査を開始いたしました。

当社は、当社が過年度において受給した雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金に関して、受給申請の内容について精査を要する疑義が判明したため、2025年6月5日、特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。当社は、特別調査委員会から2025年8月29日に調査報告書を受領し、その結果、当社において、休業中の稼働指示や稼働実態を把握していたにもかかわらず、受給申請書に虚偽の記載を行い、雇用調整助成金の不正受給を行っていたこと、また、2021年3月期より2023年3月期にかけて雇用調整助成金の不正受給による収益計上が行なわれていたことが判明いたしました。さらに、調査の過程において、2021年3月期及び2022年3月期の支出のなかに、本来、費用処理すべきものがソフトウェアとして資産計上されていたこと、当社の元従業員が2017年3月期から2020年3月期において、旅行手配ミスによる損失先送りのため、金券類の不正取得・換金や入金偽装を伴う売上及び売上原価の架空又は過大計上等の不適切な取引を行っていたことが判明いたしました。

当社は当該調査結果を受け、過年度に受給した雇用調整助成金に関する助成金収入、ソフトウェア過大計上及び損失先送りのための不適切な取引の会計処理の訂正が必要であると判断し、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表及び財務諸表、四半期連結財務諸表並びに中間連結財務諸表を訂正することといたしました。

なお、今回の訂正にあたっては、過年度において重要性がないため訂正を行っていないかった事項、当該事項と同様の誤謬がないかを遡って点検の上検出された事項、及び監査の過程において追加的に検出された会計処理の誤謬の訂正も併せて行っております。

これらの決算訂正により、当社が2023年6月30日に提出いたしました第29期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部を訂正する必要が生じましたので、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の連結財務諸表及び財務諸表については、やまと監査法人により監査を受けており、その監査報告書を添付しております。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移
- 3 事業の内容

第2 事業の状況

- 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 3 事業等のリスク
- 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第5 経理の状況

- 1 連結財務諸表等
- 2 財務諸表等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (千円)	29,260,321	33,351,588	918,946	1,117,331	1,262,255
経常利益又は経常損失 () (千円)	315,991	135,313	1,989,141	1,339,066	910,088
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	184,250	87,557	2,925,364	1,568,993	1,045,519
包括利益 (千円)	193,610	93,545	2,936,138	1,568,597	1,043,251
純資産額 (千円)	1,367,808	1,535,576	1,017,789	1,743,728	1,805,770
総資産額 (千円)	6,851,055	5,287,034	4,344,479	3,660,669	1,845,670
1株当たり純資産額 (円)	290.71	320.27	199.96	299.63	230.95
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失() (円)	39.38	18.54	607.53	276.91	153.91
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	38.10	17.98	-	-	-
自己資本比率 (%)	19.9	28.8	23.6	48.5	100.0
自己資本利益率 (%)	14.5	6.1	1,178.8	-	-
株価収益率 (倍)	56.5	46.7	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,817,292	1,343,709	2,996,912	955,900	1,452,899
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	281,105	280,004	128,204	1,547,919	1,379,821
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	15,765	689,161	3,882,772	444,307	519,789
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	3,638,155	2,702,836	3,460,508	1,408,867	824,908
従業員数 〔ほか、平均臨時 従業員数〕 (名)	362 〔91〕	376 〔117〕	289 〔19〕	188 〔22〕	114 〔19〕

- (注) 1. 第27期、第28期及び第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第28期及び第29期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスのため記載しておりません。
3. 第27期、第28期及び第29期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第28期の期首から適用しており、第28期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
5. 第27期及び第28期には、退任した監査公認会計士が限定付適正意見を表明する根拠となった、法人営業部門の一部の仕入高が含まれております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (千円)	29,040,980	32,729,591	802,593	1,074,164	1,130,238
経常利益又は経常損失 () (千円)	306,974	103,790	1,957,168	1,330,451	880,466
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	182,633	71,836	2,915,565	1,569,142	1,016,973
資本金 (千円)	426,942	464,053	654,472	1,061,865	1,545,330
発行済株式総数 (株)	4,683,400	4,752,100	5,135,500	5,944,300	8,029,800
純資産額 (千円)	1,291,544	1,437,430	1,095,362	1,853,347	1,889,150
総資産額 (千円)	6,732,215	5,126,565	4,237,537	3,511,086	1,705,569
1株当たり純資産額 (円)	275.77	302.49	213.94	313.02	238.06
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	-	-	-	-	-
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 () (円)	39.04	15.21	605.49	276.94	149.71
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	37.77	14.75	-	-	-
自己資本比率 (%)	19.2	28.0	25.9	52.8	111.6
自己資本利益率 (%)	15.2	5.3	1,714.6	-	-
株価収益率 (倍)	57.0	56.9	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 〔ほか、平均臨時従業員数〕 (名)	308 〔85〕	321 〔111〕	245 〔12〕	140 〔13〕	69 〔10〕
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	236.4 (95.0)	91.8 (85.9)	117.5 (122.1)	76.6 (124.6)	35.6 (131.8)
最高株価 (円)	2,227	2,482	1,817	1,580	918
最低株価 (円)	881	590	729	523	316

- (注) 1. 第27期、第28期及び第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 2. 第28期及び第29期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスのため記載しておりません。
 3. 第27期、第28期及び第29期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
 4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
 5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第28期の期首から適用しており、第28期以後に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。
 6. 第27期及び第28期には、退任した監査公認会計士が限定付適正意見を表明する根拠となった、法人営業部門の一部の仕入高が含まれております。

2 【沿革】

当社は、1994年4月に、旅行会社へ航空券、ホテル、パッケージツアー等の旅行商品の卸売りを行うことを目的として設立され、その後、一般消費者向けの旅行商品販売に業態変更を行い、現在に至っております。

当社の沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
1994年4月	海外航空券、海外宿泊券の販売を目的として、東京都豊島区池袋に株式会社旅工房設立
1994年4月	一般旅行代理店業登録(登録第9230号)
1997年6月	旅行業法に基づく第3種旅行業登録(東京都知事登録旅行業3-4251号)
1998年9月	オンラインでの海外旅行商品販売を開始
2002年1月	本社を東京都豊島区西池袋へ移転
2003年5月	旅行に係る公正競争規約の制定・運用を行う旅行業公正取引協議会へ加入
2003年5月	一般社団法人日本旅行業協会(JATA)へ加入
2003年9月	旅行業法に基づく第1種旅行業登録(国土交通大臣(現 観光庁長官)登録旅行業第1683号)
2003年10月	仙台支店を宮城県仙台市青葉区に設置
2004年8月	各国の航空会社で組織される国際的な民間団体である国際航空運送協会(IATA)より公認代理店の認可を取得
2004年11月	国内旅行の取扱いを開始
2006年6月	大阪支店を大阪府吹田市に設置
2006年8月	名古屋支店を愛知県名古屋市中区に設置
2007年11月	福岡支店を福岡県福岡市中央区に設置
2008年11月	札幌支店を北海道札幌市中央区に設置
2010年9月	ALOHA 7, INC.の第三者割当増資引受により子会社化(現・連結子会社)
2013年3月	ALOHA 7, INC.の全株式を取得し完全子会社化
2013年10月	本社を東京都豊島区東池袋へ移転
2015年5月	大阪支店を大阪府大阪市中央区南船場へ移転
2016年2月	仙台支店を閉鎖
2016年12月	Tabikobo Vietnam Co. Ltd.をベトナム社会主義共和国ホーチミン市に設立(現・連結子会社)
2017年4月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
2018年8月	PT. Ramayana Tabikobo Travelの株式を取得し子会社化(現・連結子会社)
2019年11月	大阪支店を大阪府大阪市中央区難波へ移転
2020年4月	札幌支店、福岡支店を閉鎖
2021年10月	株式会社ミタイトラベルを株式会社日本旅行との共同出資により設立(現・連結子会社)
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の再編に伴いグロース市場へ移行

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と当社の連結子会社4社(ALOHA 7, INC.、Tabikobo Vietnam Co. Ltd.、PT. Ramayana Tabikobo Travel及び株式会社ミタイトラベル)の計5社によって構成されています。

当社グループは、主に日本国内の個人顧客をターゲットにオンラインでの海外向けを中心とするパッケージ旅行の企画・販売や、航空券の販売、宿泊手配、オプショナルツアーハンドル等を行っております。個人向け以外にも、企業や官公庁、学校法人等の法人顧客向けに業務渡航や団体旅行の手配等を行っております。

連結子会社のALOHA 7, INC.は、米国で主に個人顧客向けの宿泊及びオプショナルツアーハンドル等を行っており、Tabikobo Vietnam Co. Ltd.は、ベトナムで主に現地企業向けのコンサルティング事業、航空券の販売及び宿泊の手配等を行っております。また、PT. Ramayana Tabikobo Travelは、インドネシアで主に個人顧客向けの宿泊及びオプショナルツアーハンドル等を行っております。

当社グループは、旅行業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要な事業についてその特徴を記載します。

(個人旅行事業)

個人のお客様に対し、海外向けを中心とするパッケージ旅行を企画・販売するとともに、単品での航空券販売、宿泊手配、オプショナルツアーハンドル、海外旅行保険等の手配を行っております。

個人旅行事業における当社の特徴は以下のとおりです。

(1) インターネットでの顧客獲得

当社グループでは、パッケージ旅行等の旅行関連商品の販売チャネルを自社ホームページや他社が運営する旅行系のポータルサイトといったインターネット上での販売に絞り込むとともに、お客様とのやり取りについてはメール及び電話を主な手段としています。これによって、店舗開設・運営にかかる固定費を削減し、コストの低減を図っております。

(2) 「トラベル・コンシェルジュ」による旅行カスタマイズ

当社グループではインターネット上で顧客獲得を行っておりますが、旅行商品の販売手段としては、個人のお客様の旅行予約に際し「トラベル・コンシェルジュ」がサポートする仕組みと、自動化された販売システムを使用してお客様ご自身の操作によりウェブサイト上で予約手続きが完結するオンライン販売システムの2種類があります。

当社グループでは、独自に実施したインターネットユーザーの行動調査により、オンライン予約の過程で多数のユーザーが「商品ページに記載されているよりも詳細な情報を知りたい」「初めての旅行先は相談して最終決定したい」「複雑な旅程や条件で予約したい」等、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズがあることを把握しております。

これらの潜在ニーズに応えるため、当社グループではシステムによるオンライン予約と、システムで対応しきれないお客様に対して、方面別に旅行先の情報に精通したプロフェッショナルによる電話やメールでの対応を組み合わせた「ハイブリッド戦略」を推し進めています。

具体的には、旅行先の方面別に「トラベル・コンシェルジュ」と呼ぶ担当者を配置し、お客様からインターネットでいただいたお問い合わせをもとに、担当する地域に精通した「トラベル・コンシェルジュ」が電話及びメールでご要望のヒアリングを行い、ヒアリング内容をもとに必要に応じて旅行内容のカスタマイズや旅程の組み直しを行って、一人ひとりのお客様に最適な旅行を提供するための体制を整えております。

これにより、自宅に居ながらにして旅行予約ができるオンラインの利便性を確保しつつ、こだわりのあるお客様のニーズにも応えられる付加価値の高い商品提案を行っております。

(3) 方面別組織による付加価値の高い旅行商品の提供

当社では、方面別に組織を分けており、それぞれの部署が旅行の企画から予約、手配までを一貫して行う体制としてあります。目的地の地域ごとにお客様のニーズが異なることから、地域特性に応じた商品の企画及び販売を可能とすることで、価格競争力のみならずお客様のニーズに即した付加価値の高い旅行商品を提供しております。

(法人旅行事業)

企業、官公庁、学校法人等のお客様に対し、国内及び海外への業務渡航手配を行っております。また、法人のお客様向けの団体旅行も取扱っており、少人数のグループ旅行から数百人規模の大型の旅行まで、研修旅行、報奨旅行はもちろんのこと、専門性の要求される国際会議、展示会、学会やコンサート等の各種イベント向けの旅行についても取扱っております。

(インバウンド旅行事業)

海外から日本を訪れる訪日外国人を対象としたインバウンド旅行の手配を行っております。現在は、海外の企業や団体等による業務渡航や団体旅行への対応が中心となっておりますが、今後は国内の宿泊施設等とのネットワークを充実させて、個人による訪日旅行についても注力してまいります。

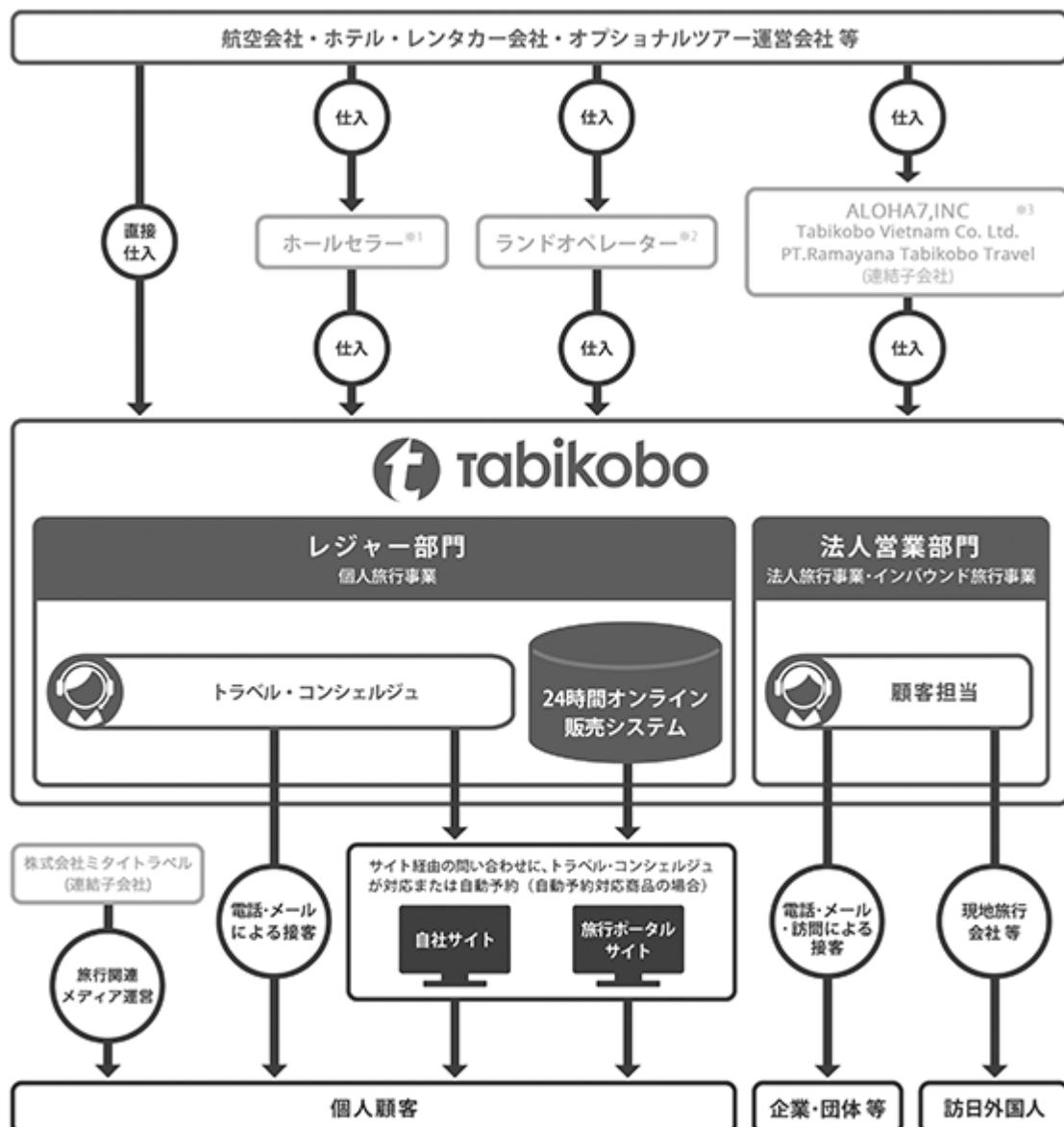
これらの主要事業における旅行取扱額は以下のとおりです。

	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
個人旅行事業 (千円)	20,849,723	25,667,854	312,302	340,098	921,112
法人旅行事業 (千円)	7,076,662	6,060,698	414,756	187,184	2,178,466
インバウンド旅行 事業(千円)	1,025,068	914,619	156,522	427,626	110,460
合計(千円)	28,951,453	32,643,172	883,580	954,910	3,210,039

(注)旅行取扱額は、当社と当社の連結子会社以外の他の旅行会社が主催し当社グループが代理販売する旅行商品（以下、「他社主催旅行」という。）の販売額を含めた顧客への販売総額をいいます。なお、売上高の算出においては、当社グループが他社主催旅行の販売によって当該他の旅行会社から收受する販売手数料部分のみを計上する一方、保険販売手数料等の旅行商品以外の収入を含めて計上しております。

事業系統図に示すと以下のとおりであります。

[事業系統図]



※1 航空券、ホテル、パッケージツアー等の卸売りを行う業者

※2 現地のホテルや交通手段等の手配を行う業者

※3 当社は連結子会社のALOHA 7, INC.、Tabikobo Vietnam Co. Ltd.及びPT. Ramayana Tabikobo Travelとの間で旅行商品の仕入取引を行っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容	
					役員の兼任等(人)	取引等
(連結子会社) ALOHA 7, INC.	Honolulu, Hawaii, U.S.A.	102.5千USD	旅行業	100.0	1	当社への旅行商品等の販売
Tabikobo Vietnam Co. Ltd.	Ho Chi Minh City, Vietnam	689,569千VND	コンサルティング業、旅行業	99.0	1	当社への旅行商品等の販売、当社からのシステム開発の受託
PT. Ramayana Tabikobo Travel	Bali, Indonesia	2,500,000千IDR	旅行業	67.0	1	当社への旅行商品等の販売
株式会社ミタイトラベル	東京都豊島区	90,000千円	メディア運営、旅行関連事業	65.0	2	当社への管理業務の委託

(注) 役員の兼任等には、当社の従業員が関係会社の役員を兼任している人数を含んであります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
レジャー部門	31(6)
法人営業部門	17
コーポレート部門	18(4)
グローバル・アライアンス部門	3
ALOHA 7, INC.	5(4)
Tabikobo Vietnam Co. Ltd.	23
PT. Ramayana Tabikobo Travel	17
株式会社ミタイトラベル	- (5)
合計	114(19)

(注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 当社グループは旅行業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
5. 当連結会計年度において、従業員数減少の主な理由は、通常の自己都合退職や採用活動の縮小に加え、希望退職者の募集を行ったことによるものです。

(2) 提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
69 (10)	34.9	7.4	3,821

事業部門の名称	従業員数(名)
レジヤー部門	31 (6)
法人営業部門	17
コーポレート部門	18 (4)
グローバル・アライアンス部門	3
合計	69 (10)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 3. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
 4. 当社は旅行業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
 5. 年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 6. 当事業年度において、従業員数減少の主な理由は、通常の自己都合退職や採用活動の縮小に加え、希望退職者の募集を行ったことによるものです。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は存在しませんが、労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	当事業年度			補足説明	
		労働者の男女の賃金の差異(%) (注2)				
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者		
20.0	-	-	-	-	-	

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 2. 当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき、管理職に占める女性労働者の割合のみ公表しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものです。

(1) 経営方針

当社グループは、「国際交流の発展及び世界平和に貢献することと同時に、全従業員及び関係者の物心両面の充足と幸福を追求する」ことを経営理念として掲げております。旅行業を通じて国際間における人的交流の促進に寄与することが、我が国と諸外国間における国際交流の発展につながり、ひいては世界平和の実現に貢献できるとの理念のもと、当社グループの事業を推進してまいります。

また、持続的な事業の発展と公正な利益分配を通じて、株主の皆様、従業員、旅行者、取引先といった全てのステークホルダーの物心両面の充足と幸福実現を追求してまいる所存です。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、事業規模拡大の観点から、売上高及び売上総利益の額とそれらの成長率を重要な経営指標と位置付けております。また、事業の収益性と企業価値の向上を目指すべく、営業利益、経常利益及び1株当たり当期純利益の額とそれらの成長率についても重要な経営指標と認識しております。

(3) 中長期的な経営戦略

当社グループの主力事業である個人旅行事業においては、オンライン販売の利点と「トラベル・コンシェルジュ」による柔軟な対応を組み合わせた「ハイブリッド戦略」により事業を拡大させてまいりました。

今後も「ハイブリッド戦略」を拡大・深化させることができ国内及び海外の個人旅行市場におけるシェア拡大につながるという考え方から、システム投資によりオンライン販売システムの利便性を高めつつ、商品企画の強化や人材の採用・教育の強化を通じて、旅行商品の充実と「トラベル・コンシェルジュ」による付加価値の高い商品提案を実現させてまいります。あわせて、認知度向上によるさらなる顧客基盤の拡大を目指して、様々なマーケティング施策を積極的に実施してまいります。

また、事業ポートフォリオの多様化を図るべく、法人旅行事業とインバウンド旅行事業についても、引き続き強化してまいります。

(4) 経営環境

足元では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世界各国の渡航制限や入国規制等が段階的に緩和され、旅行需要回復に向けた動きが加速しております。国内旅行市場におきましては、政府の観光支援策等も寄与し、旅行者数は本格的な回復に向かっております。しかしながら、当社グループが主力事業とする海外旅行市場におきましては、旅行者数の回復は緩慢であり、2019年と比較して大幅な需要減退が継続しております。また、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、エネルギー資源・原材料価格の高騰、円安の進行等、旅行業界を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。

中長期的には、日本国内の少子高齢化と人口減少が進む一方、新興のオンライン旅行会社の参入や成長により、国内の旅行業界の競争は激化することが予想されます。また、スマートフォン等の通信端末の進化や新たなオンラインメディアの誕生により、これまでとは異なるマーケティング機会や新たな技術が日々登場しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは以下のような課題に対処すべきと認識しています。

なお、以下に記載する課題は、当社グループとして対処すべき優先順位が高いと考えるものから順番に記載しております。

(財務上の課題)

当連結会計年度末における当社グループの有利子負債残高は2,299,000千円であり、純資産は1,805,770千円と多額の債務超過に陥っております。このような状況の中、当社グループとしては、事業運営の安定化及び今後の事業展開に向けた財務基盤の健全化のため、徹底的なコストの削減、資金の確保を軸とした対策を進めております。

(コンプライアンス体制の強化)

当社は、2023年1月に昨年度実施したグローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査の再調査を行いました。検証委員会からの報告書を受け、2023年2月より以下のとおり再発防止策の取り組みを進めております。

1. 経営責任の明確化

本受給申請の対象となった取引に関与した取締役は全員退任となりました。当該取引の懸念点を当時のCFOに対して相談するなど、リスク感度が高く、適正な判断力を持っていると考えられる岩田取締役が新社長として2023年2月28日付で就任いたしました。

2. 指名・報酬委員会の設置

取締役の指名・報酬等に関する手続きの客観性・透明性を確保するために、任意の指名・報酬委員会を2023年3月15日の取締役会にて設置いたしました。

3. 経営幹部の会計リテラシーと会計不正リスク感度の向上

当社の会計監査人、他の監査法人、アドバイザリー会社が開催している会計リテラシーや会計不正事例の理解を高める内容を含むセミナー等の知見を獲得する機会について、コーポレート部門にて広く情報収集し、執行役員以上の経営幹部は、少なくとも半期に一度を目安にセミナー等を受講し、また、そのようなセミナー等を受講した役職員が、受講しなかった役職員に対して情報共有するための機会を設定するようにいたします。

4. CFO(コーポレート管掌取締役)の職責の限定

当社のコーポレート管掌取締役は、所管する範囲が財務、営業経理、経理、コーポレート企画、人事、法務・コンプライアンス、総務・IR及び営業サポートと広範囲に及ぶため、コーポレート管掌取締役の直接的な所管範囲を財務、営業経理、経理に限定し、会計に重要な事象に関して慎重に検討する時間を確保できる体制を構築いたします。その一環として、第29回定時株主総会において、新しい取締役1名を選任いたしました。

5. 監査法人との連携の強化

従前より行っている会計監査人とのコミュニケーションに加え、取締役会で決議される金額の重要性が高い与信設定の取引や、過去の取引とは異質の新規の取引などの当四半期で新たに発生した議題にフォーカスしたディスカッションを2023年4月より四半期毎に行っております。

6. 営業部門とコーポレート部門の職務分掌の運用徹底

内部監査部門がコーポレート部門の従業員に対して営業部門の業務を行っていないかに関するヒアリングを四半期毎に行います。これは、チェック機能を果たすべきコーポレート部門の役職員が営業部門の作業を支援するような状況が発生しないようにモニタリングするためです。また、コーポレート部門及び営業部門の従業員に対し、職務分掌の運用を徹底するための啓蒙を行っております。

上記のとおり再発防止策に取り組んでおりますが、引き続き上記の再発防止策を含めた内部統制システムの運用の徹底に努め、コンプライアンス体制の強化を進めてまいります。

(システム強化)

旅行の申込み方法ではインターネットが最も多く、スマートフォン等の情報端末の進化や電子商取引市場の拡大を勘案すると、今後もインターネット経由での売上が増えることが予想されます。当社グループでの旅行商品の取扱いはインターネットを通じたオンライン販売が中心であり、インターネットを利用して旅行商品を購入する消費者の割合が増えれば当社グループの対象マーケットは拡大し、当社グループの今後の成長に寄与することが見込まれます。当社グループでは、すでにシステム上で予約が完結する「オンライン・パッケージ」システムを稼働させており24時間の自動予約に対応しておりますが、旅行商品データベースの充実やサーバの機能増強等、引き続きオンライン予約システムの機能強化を推進してまいります。また、情報端末の多様化への備えや画面上でユーザーが見やすく使い勝手の良いウェブサイト作りに取り組む等、利便性の高いウェブサイトの構築を進めてまいります。

(マーケティングの進化)

スマートフォン等の情報端末や技術の進化、日々の生活へのSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の浸透、新たなオンラインメディアの登場等により、消費者のインターネットでの購買行動が変化していくことが予想されます。その結果、中長期的には、これまでのインターネットでの広告手法や旅行系のポータルサイトを通じた集客が通用しなくなり、これまでとは異なるマーケティング手法への対処が必要となるものと考えております。当社グループでは今後のマーケティングの進化を課題と位置づけ、従来の手法にとらわれない新たなマーケティングの方法を模索していきます。

(トラベル・コンシェルジュの採用と教育)

お客様に素晴らしい旅行体験を提供するためには、「トラベル・コンシェルジュ」の教育と採用が必要不可欠です。高いスキルを持った優秀な「トラベル・コンシェルジュ」を確保し、その能力を高めることが当社グループの喫緊の課題であると認識しております。現状は、新型コロナウイルス感染症の影響による業績不振等で社内人材が減少しているため、人材の確保に力を入れております。

また、オンラインでの旅行商品販売が拡大するにつれ、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズに応えるために、当社グループの特徴である「トラベル・コンシェルジュ」による接客の重要性は高まっていくと考えております。当社グループでは、「トラベル・コンシェルジュ」の教育を行う専門のセクションを設け、継続的な研修実施や外部講師の招聘等により「トラベル・コンシェルジュ」の接客力・対応力向上に努めております。新型コロナウイルス感染症などの影響で当連結会計年度は実施できておりませんが、海外旅行に関する個々の「トラベル・コンシェルジュ」の提案力を高めるため、随時、海外研修に派遣して現地を実際に体験することにより、実践的かつ具体的な旅のアドバイスにつながる知見の獲得に努めております。

(商品企画力の向上)

オンライン化が進み事業者の旅行手配業務への参入が容易になることにより、他社との差別化において旅行の企画力がこれまで以上に重要なものと考えております。

当社グループは、これまで企画担当者の現地研修や社内での勉強会をはじめとする商品企画力強化のための取り組みを行ってきましたが、他社とのさらなる差別化のために現地情報のデータベース化による知識の集約や社内研修等を活用した共有のための取り組みを強化して、企画力の向上を図ってまいります。

(ブランド認知度の向上)

旅行業界において、大手の同業他社と比較したとき当社グループの認知度はまだ低いものと思われます。また、旅行商品は個人の消費支出の中では比較的単価の大きな商品であることから、旅行会社の選択にあたっては旅行会社の信頼性及び信用力も重要な要素となっております。多くのお客様から問い合わせを受け、お客様からの信頼を得るには当社グループの認知度向上と信頼性及び信用力の向上が不可欠と考えております。当社グループのブランド価値、認知度及び信頼性向上のため、積極的にPR施策を行ってまいります。

(海外市場の開拓)

当社グループは従来、今後の海外市場の開拓に関して、海外から国内へのインバウンド需要の拡大や新興国での旅行需要の増加を見据えて、訪日外国人のインバウンド旅行対応の強化と日本国外における海外から海外への三国間旅行事業の強化を重要な戦略の一つとして位置付けておりましたが、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大状況がインバウンド市場の需要動向に大きな影響を及ぼしております。当社グループとしては、中長期的にはインバウンド市場は再び拡大していくと考えておりますが、従来進めていた海外市場の開拓に関しては、市場の動向を鑑みながら慎重に進めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

国際情勢や社会環境が大きく変化し、これまでにも増して環境への意識が高まり、当社グループを取り巻く環境も変化しております。このように急速に変化し続ける事業環境に対応し、安定的な成長を実現するために長期的な社会・環境の変化に伴うサステナビリティに関する取り組みを取締役会の定期的な議題とすることを検討しております。

(2) 戦略

当社グループの人材の育成及び社内環境整備に関する方針として、様々な人材が多様な働き方で能力を発揮できるようにテレワークや時短勤務などを推奨しております。また、女性役員・女性管理職の比率を上げるために取り組みも進めてまいります。

(3) リスク管理

サステナビリティに関する全社的なリスク管理に関して、当社におけるリスク管理に関する基本事項を定めている「リスク管理規程」に追加すると共に代表取締役を最高責任者としてリスク管理を担う機関として設置されている「リスク管理委員会」において、課題・対応策を検討することを検討しております。

(4) 指標及び目標

女性役員・女性管理職の比率を上げると共に、様々な勤務形態を積極的に採用し、多様な人材が活躍できる環境の整備を進めます。

具体的には、「第1 企業の状況 5 従業員の状況 (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載の下記図の管理職に占める女性労働者の割合(%)の向上を目指します。

当事業年度						補足説明	
管理職に占める女性労働者の割合(%)	男性労働者の育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の差異(%)					
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者			
20.0	-	-	-	-	-	-	

3 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業等についてリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではあります。当社グループの外的要因による事項もあり、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、現時点において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 継続企業の前提に関する重要な事象等について

新型コロナウイルス感染症拡大・長期化による事業リスク

当社グループは、前連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上高の急激な落ち込みにより、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しておりました。当連結会計年度においても、旅行需要の大幅な減退が継続しており、885,871千円の営業損失、910,088千円の経常損失、1,045,519千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。その結果、当連結会計年度末の純資産は1,805,770千円の債務超過となっております。これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このため、当社グループでは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (継続企業の前提に関する事項)」に記載の各施策によって事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、当該対応策等は実施途上であることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を反映しておりません。

(2) 旅行市場について

国土交通省によると、2022年の世界全体の国際観光客数は9億1,700万人となり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減少から回復がみられました(2023年6月 国土交通省「令和5年版観光白書」)。当社グループは、日本国内及び急速に成長するアジアをはじめとする世界の旅行市場は、新型コロナウイルス感染症の影響の収束後に、再び拡大していくものと想定しております。しかしながら、天候の変動、テロや戦争等の世界情勢の変化及び景気の悪化等により社会的に消費者の旅行に対する意欲が減退した場合、自然災害や事故等により観光インフラへの被害が起きた場合、並びに急激な為替相場変動による世界経済の混乱が発生した場合等には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症のように世界的な感染症の拡大が深刻化した場合には、各国政府による移動制限・自粛要請や、企業や消費者による感染防止を目的とした移動の回避により、広範囲に渡る旅行需要が大幅に減退し、当社グループの事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 電子商取引の普及について

日本と世界における電子商取引は、スマートフォンやタブレット型端末等の新たな情報機器の普及や先進国のみならず新興国での通信環境の向上等に伴って、今後も市場規模が拡大し発展するものと考えております。なかでも旅行サービスの電子商取引の市場規模は、我が国において2021年に1兆4,003億円(前年比9.62%減)と、2020年以降新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少しているものの、引き続きサービス系分野の電子商取引において最大の市場規模を有しております(2022年8月 経済産業省「令和3年度電子商取引に関する市場調査」)。

当社グループは、今後も旅行サービスにおける電子商取引の拡大が継続し、インターネット販売比率が高まっていくものと見込んでいます。当社グループでの旅行商品の取扱いはインターネット販売を中心であることから、電子商取引の拡大が当社グループの今後の成長に寄与することが見込まれます。しかしながら、電子商取引に関する新たな規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、当社グループの期待どおりにインターネットによる旅行販売の普及が進まない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当該リスクへの対応策として、地域別に高い専門性とホスピタリティを持ったコンシェルジュ(お客様からの問い合わせ対応担当)を育てることでインターネット販売だけに捉われない付加価値を培っております。

(4) 競合他社の影響について

当社グループの旅行事業は、旅行事業を営む国内外の企業と競合関係にあります。また、これまで旅行事業を行っていなかった企業や新興のベンチャー企業が、新規事業として業界の通例にない技術やビジネスモデルを用いて旅行業界に参入する可能性があります。

また、一般個人が旅行者に宿泊施設を提供するといった消費者同士が直接取引を行う「C to C」の仕組みのように、従来の旅行業界の枠組みを離れた動きもみられます。こうした競争が当社の想定している以上に激化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当該リスクへの対応策として、販売チャネルをインターネットに限定し、お客様からの問い合わせに対して、旅行方面別に組織されたコンシェルジュ(お客様からの問い合わせ対応担当)による専門的かつ柔軟でスピーディな対応を行うことで競合他社と差別化を行っております。

(5) インターネットによる直販化について

当社グループは航空会社から航空券を、宿泊施設から滞在サービスを、また現地のオプショナルツアーコーディネーター等から現地発着ツアーやアクティビティ等をそれぞれ仕入れて販売しておりますが、近年のインターネットの発達に伴い、航空会社、宿泊施設やオプショナルツアーコーディネーター等が消費者に直接販売する例が増えてきています。これらの旅行商品を旅行者自らが組み合わせて旅行することも可能ですが、当社グループは旅行会社として、旅行商品の大量仕入によるコスト競争力や、個々の旅行商品の特長や現地事情に応じて旅行商品を組み合わせることでより充実したツアーを企画する等、直接販売では提供できない付加価値を提供して今後も売上及び利益の成長を図ってまいります。しかしながらこのような旅行商品の直販化の進展に伴い、直販商品の購入を選好する旅行者が増えた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、仕入先との良好な関係を維持することに努め、当社グループが代理販売することが仕入先の価値向上に寄与するように自社サービスのお客様からの信頼向上に努めております。

(6) 航空会社について

当社グループは日本発着の海外旅行を中心に取扱っていることから航空機による移動が不可欠であるところ、航空会社は採算を勘案し、航空便を減便もしくは廃止することがあります。当社の取扱う旅行方面で航空便が減便もしくは廃止されると、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、日本を訪問する外国人が増加すると、外国人の渡航のために座席が割り当てられるため、結果として海外に渡航する日本人のための座席の割り当てが減少する可能性があります。これにより当社の主要ターゲットである日本人の海外旅行(アウトバウンド)に制限が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

以上のほか、当社グループは、航空券を販売する際に航空会社からコミッショニングを受け取る場合があり、それを収益の一部として計上しています。航空会社がコミッショニングを減額もしくは廃止する場合、それが当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当該リスクへの対応策として、コミッショニングが減額もしくは廃止になった場合における業績への影響を最小限に抑えるため、システム改善による人員工数削減等の貢献利益率向上策を進めております。

(7) 燃油特別付加運賃の変動について

当社グループは旅行商品の中でも海外旅行の取扱いを主力事業としており、海外旅行では原油価格の変動に伴い、航空会社に対して航空運賃に加えて燃油特別付加運賃(燃油サーチャージ)の支払いが必要となる場合があります。この燃油特別付加運賃はお客様にご負担いただくものであるため、原油価格の変動の結果、燃油特別付加運賃の著しい上昇に伴って旅行需要が停滞した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの売上高は燃油特別付加運賃を含む金額であることから、燃油特別付加運賃の変動が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) システム障害について

当社グループのサービス提供は主にインターネット環境において行われております。そのため、当社グループはサービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策と、コンピューターウィルス等の侵入やハッカーによる妨害等を回避するために必要と思われる対策をとっております。

しかしながら、あらゆる可能性を想定して対策を施すことは困難であり、当社グループの想定しないシステム障害やサービスの妨害行為等が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報保護について

当社グループは、当社グループのサービスを提供するに当たり、顧客の個人情報(氏名、メールアドレス、生年月日、性別、住所、電話番号等)を取得し、サーバに記録しております。これらの個人情報の管理は、当社グループにとって重要な責務と考え、顧客に安心かつ快適にサービスを利用してもらうため、顧客のプライバシーとその保護について当社グループは経済産業省の外郭団体である一般財団法人日本情報経済社会推進協会の発行するプライバシーマークを取得し、個人情報を慎重に取扱うとともに、個人情報を保護するためのさまざまなシステム及び手続きを導入しております。

しかしながら、これらの情報が何らかの理由によって外部に流出した結果、当社グループの信用力の低下を招いた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(10) 割引運賃を利用した航空券の取扱いについて

一部の航空会社では、普通運賃のほかに、普通運賃よりも低価格の料金体系による航空券を各種設定しており、当社が顧客から得る取扱手数料は航空券により異なっております。当社はこれらの普通運賃より低価格な料金体系による各種割引航空券を取扱うことにより収益性の向上を図っております。ただし、各航空会社の方針変更等により、これら割引航空券の流通量が著しく減少し、当社が十分に確保できない場合等には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当該リスクへの対応策として、割引航空券の流通量が著しく減少し、当社が十分に確保できない場合における業績への影響を最小限に抑えるため、システム改善による人員工数削減等の貢献利益率向上策を進めております。

(11) 法的規制について

当社グループの運営している旅行事業は旅行業法第2条に定める旅行業に該当し、当社は第1種旅行業者として登録し、5年毎の更新が義務付けられています。当社が旅行業法で定める登録拒否事由に該当して更新を行うことができない場合又は旅行業法上の登録取消し事由に該当し登録取消処分等を受けた場合は、営業の停止等を命じられる可能性があります。当社には、現時点において登録拒否事由や取消し事由に該当する事実はないと認識しておりますが、何らかの理由によりこれらの事由が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社の旅行業に関する登録内容は次のとおりです。

登録区分	登録番号	有効期間	登録行政庁	取消事由
第1種旅行業	第1683号	2025年6月23日	観光庁	旅行業法第19条

また、当社グループは、旅行業法以外にも、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法、特定商取引に関する法律等による法的規制を受けております。当社グループは、社内の管理体制の構築等によりこれら法令を遵守する体制を整備しておりますが、万一、これら法令に違反する行為が行われた場合、あるいは当社グループ事業に関わる法令等による規制の改廃や新設が行われた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(12)訴訟発生リスクについて

当社グループでは、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守されることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無にかかわらず、当社グループが扱う航空券やツアーにおいてトラブルが生じ、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13)為替リスクについて

当社グループは旅行商品の中でも海外旅行の取扱いを主力事業としており、旅行代金の決済に際し外貨建の取引を行っていることから為替変動リスクに晒されております。そのため、為替予約等により為替変動リスクの軽減に努めておりますが、完全に回避できるものではありません。また、当社グループの連結財務諸表作成にあたっては、在外連結子会社の財務諸表を円貨換算しており、為替変動により期間損益の円貨換算額が増減するリスクが存在します。これらの為替変動リスクは、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

具体的には、円高となった場合、売上原価のうち外貨建ての部分について円貨換算後の売上原価が減少し売上総利益が増加いたします。また、円高となった場合、仕入価格の減少等で旅行代金が値下がりし海外旅行の申込みが増加する傾向があることから、当社グループの業績改善につながる可能性があります。反対に、円安となった場合は円貨換算後の売上原価が増加し売上総利益は減少するとともに、旅行代金が値上がりして海外旅行の申込みが低調となる傾向にあることから、当社グループの業績にマイナスの影響が生じる可能性があります。さらに、当社グループの連結財務諸表の数値につきましては、円高となった場合は在外連結子会社の円貨換算後の財務諸表数値が減少し、反対に円安となった場合は増加する形で影響が生じます。

(14)配当政策について

当社は、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質強化及び事業の継続的な発展を目指すべく、内部留保の充実を重要な課題と考え、これまで金銭による配当を実施したことはありません。今後の株主への配当につきましては、内部留保とのバランスを保ちながら、収益の増加に連動した配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、現時点では配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

(15)業績の季節変動について

当社グループでは売上高の計上基準として帰着日基準を採用しており、旅行商品の売上はお客様が旅行より帰着された日が帰属する月に計上されます。旅行商品については、個人のお客様のご旅行時期が、長期休暇を比較的取得しやすい7月から9月の夏休み期間に集中する傾向にあります。そこで、当社グループの売上高及び利益についても7月から9月に増加し、その他の期間については売上高及び利益が減少する傾向があります。

なお、当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況が業績の季節変動に大きな影響を与えた。

以上の結果、当社グループの第29期連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）の各四半期連結会計期間の売上高及び営業損益は以下となりました。

第29期 連結会計年度	第1四半期 連結会計期間 自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	第2四半期 連結会計期間 自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	第3四半期 連結会計期間 自 2022年10月1日 至 2022年12月31日	第4四半期 連結会計期間 自 2023年1月1日 至 2023年3月31日
売上高 (千円)	209,389	297,567	262,067	493,230
営業損失() (千円)	335,426	215,080	182,403	152,960

(16)IATA公認代理店契約について

当社は、2004年8月に、各国の航空会社で組織される国際的な民間団体であるIATA (International Air Transport Association : 国際航空運送協会)より公認旅客代理店(IATA PASSENGER SALES AGENT)としての認可を受け、IATAとの間でIATA PASSENGER SALES AGENCY AGREEMENTを締結しております。IATAの公認代理店としての認可を受けることにより、当社は自社で国際線航空券の発券を行うことが可能となっております。

IATA PASSENGER SALES AGENCY AGREEMENTは公認代理店としての認可が取り消されるまで有効とされており、当社には現時点において認可の取消しに至るようなIATA PASSENGER SALES AGENCY AGREEMENTや関連する諸規則及び決議の違反に該当する事実はない認識しておりますが、何らかの理由により認可取消しとなった場合には、当社の旅行業者としての信用が毀損され、また航空券を自社発券できないことで取引条件が悪化する結果、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、ウィズコロナの下で徐々に経済社会活動の正常化が進む中で、景気に緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、エネルギー資源・原材料価格の高騰、円安の進行等もあり、依然として厳しい経営環境が続いております。

旅行業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世界各国の渡航制限や入国規制等に段階的に緩和の動きが見られました。国内旅行市場は政府の観光支援策等もあり回復基調にある一方で、海外旅行市場は本格回復には至らず、依然として大幅な需要減退が続いております。

このような情勢のもと、当社グループでは、個人旅行事業におきまして、2022年6月より海外の募集型企画旅行の催行を段階的に再開いたしました。採算性を勘案しながら、主にヨーロッパやアメリカを中心とした長距離方面的需要取り込みに努めました。法人旅行事業におきましては、海外・国内の業務出張、国内の団体・MICE案件等を中心に営業活動を行いました。引き続きコスト削減にも注力し、従業員の出向等による人件費の削減、市場の状況に合わせた広告費の圧縮、東京本社の縮小移転による地代家賃の削減等を実施いたしました。

以上を踏まえた、当連結会計年度の業績は次のとおりであります。

	前期(千円)	当期(千円)	増減額(千円)	増減率(%)
売上高	1,117,331	1,262,255	144,923	13.0
営業損失()	1,294,945	885,871	409,074	-
経常損失()	1,339,066	910,088	428,978	-
当期純損失()	1,576,488	1,049,885	526,602	-
親会社株主に帰属する当期純損失()	1,568,993	1,045,519	523,474	-

なお、セグメントの業績については、当社グループは旅行業の単一セグメントであるため、記載を省略いたします。

財政状態については、次のとおりであります。

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末と比べ1,814,999千円減少し、1,845,670千円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末と比べ1,752,958千円減少し、3,651,440千円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末と比べ62,041千円減少し、1,805,770千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、824,908千円と前連結会計年度末比583,959千円の減少となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失1,042,318千円の計上に加え、旅行前払金の増加230,072千円、未払金の減少113,207千円、預り金の減少177,153千円、未払費用の減少197,805千円等の減少要因がある一方、減損損失の計上106,969千円、旅行前受金の増加154,269千円等の増加要因から、1,452,899千円の支出となりました。

また、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失1,566,287千円の計上に加え、助成金収入の計上11,302千円、利息及び保証料の支払額52,465千円等の減少要因がある一方、減損損失の計上187,307千円、預り金の受取額248,983千円、支払利息及び支払保証料の計上56,351千円等の増加要因から、955,900千円の支出となりました。

以上の結果、当連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ支出が496,999千円増加しました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出77,664千円、定期預金の預入による支出94,000千円等の減少要因がある一方、敷金の返還による収入42,433千円、定期預金の払戻による収入1,501,000千円等の増加要因から、1,379,821千円の収入となりました。

また、前連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出159,665千円、定期預金の預入による支出1,410,000千円、差入保証金の差入による支出53,893千円等の減少要因がある一方、定期預金の払戻による収入60,000千円、差入保証金の回収による収入16,751千円等の増加要因から、1,547,919千円の支出となりました。

以上の結果、当連結会計年度において、投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ収入が2,927,740千円増加しました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の減少1,501,000千円の減少要因がある一方、新株予約権の発行による収入21,480千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入956,277千円等の増加要因から、519,789千円の支出となりました。

また、前連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の減少400,000千円の減少要因がある一方、新株予約権の行使による株式の発行による収入812,580千円、非支配株主からの払込みによる収入31,500千円等の増加要因から、444,307千円の収入となりました。

以上の結果、当連結会計年度において、財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ支出が964,097千円増加しました。

生産、受注及び販売の実績

当社グループは旅行業を営んでおり、生産実績及び受注実績は該当がないため、仕入実績及び販売実績についての記載を行っております。

(仕入実績)

当連結会計年度における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
旅行業	863,048	0.1

(販売実績)

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
旅行業	1,262,255	13.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項については、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者により一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産、負債、収益及び費用の報告額に反映しております。これらの見積りについては、継続的に評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの見積りとは異なることがあります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは次のとおりであります。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来加算一時差異の解消スケジュール及び将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、事業計画における主要な仮定は、予想販売数量であります。

繰延税金資産の回収可能性の判断は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

将来、顧客の財務状態が悪化し支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

(固定資産の減損会計における将来キャッシュ・フロー)

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定で用いている将来キャッシュ・フローは、事業環境等も踏まえて合理的に作成された事業計画をもとに、資産グループの現在の使用状況や使用計画等を考慮して見積りを行っておりますが、見積りには一定の不確実性が伴うことから、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係) 3 減損損失」に記載のとおり、当連結会計年度において、事業用資産における収益性の低下により、投資額の回収が困難と見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、106,969千円を減損損失として計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は1,531,970千円と、前連結会計年度末比1,728,065千円減少しました。これは主に、売掛金が前連結会計年度末比102,843千円、旅行前払金が前連結会計年度末比230,935千円増加した一方で、現金及び預金が前連結会計年度末比1,990,959千円、未収入金が前連結会計年度末比360,787千円、貸倒引当金が前連結会計年度末比298,886千円減少したことによるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は313,699千円と、前連結会計年度末比86,934千円減少しました。これは主に、長期未収入金が前連結会計年度末比299,037千円、貸倒引当金が前連結会計年度末比299,037千円、差入保証金が前連結会計年度末比26,268千円増加した一方で、その他(投資その他の資産)が前連結会計年度末比113,202千円減少したことによるものです。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は3,099,713千円と、前連結会計年度末比1,712,159千円減少しました。これは主に、旅行前受金が前連結会計年度末比157,427千円増加した一方で、短期借入金が前連結会計年度末比1,501,000千円、未払金が前連結会計年度末比113,026千円、未払費用が前連結会計年度末比197,224千円、預り金が前連結会計年度末比136,686千円減少したことによるものです。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は551,727千円と、前連結会計年度末比40,798千円減少しました。これは資産除去債務が前連結会計年度末比52,572千円減少し、その他(固定負債)が前連結会計年度末比11,773千円増加したことによるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は1,805,770千円と、前連結会計年度末比62,041千円減少しました。これは主に、資本金が前連結会計年度末比483,465千円、資本剰余金が前連結会計年度末比483,465千円、新株予約権が前連結会計年度末比14,240千円増加した一方で、利益剰余金が前連結会計年度末比1,045,988千円減少したことによるものです。

b. 経営成績の分析

(売上高)

売上高は、個人旅行事業における海外募集型企画旅行の催行再開や、法人旅行事業における海外・国内の業務出張等の取り込みにより、1,262,255千円（前連結会計年度比13.0%増）となりました。

(売上原価及び売上総利益)

売上原価は、863,048千円（前連結会計年度比0.1%減）となり、この結果、売上総利益は399,206千円（前連結会計年度比57.3%増）となりました。

(販売費及び一般管理費並びに営業損益)

販売費及び一般管理費は、引き続き従業員の出向等による人件費の削減や市場の状況に合わせた広告費の圧縮を行ったことに加え、東京本社の縮小移転による地代家賃の削減、前連結会計年度に固定資産の減損処理を行ったことによる減価償却費の減少等により、1,285,078千円（前連結会計年度比17.0%減）となりました。

これらの結果、営業損失は885,871千円（前連結会計年度は営業損失1,294,945千円）となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常損益)

営業外収益は、主に助成金収入を計上したことにより19,702千円（前連結会計年度比31.3%減）となりました。前連結会計年度からの減少要因は、助成金収入の減少等であります。

営業外費用は、主に支払利息及び支払手数料を計上したことにより、43,919千円（前連結会計年度比39.7%減）となりました。

これらの結果、経常損失は910,088千円（前連結会計年度は経常損失1,339,066千円）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損益)

特別損失は、主に当社の固定資産について減損損失を計上したこと及び取引先企業に対する和解金を計上したことにより、134,311千円（前連結会計年度比40.9%減）となりました。

法人税等は、7,566千円（前連結会計年度比25.8%減）となりました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純損失は1,045,519千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,568,993千円）となりました。

(1株当たり当期純損益)

普通株式の期中平均株式数は、6,793,027株（前連結会計年度は5,666,088株）となり、1株当たり当期純損失は153.91円（前連結会計年度は1株当たり当期純損失276.91円）となりました。

なお、当社グループでは、事業規模拡大の観点から、売上高及び売上総利益の額とそれらの成長率を重要な経営指標と位置付け、事業の収益性と企業価値向上の観点から、営業損益、経常損益及び1株当たり当期純損益の額とそれらの成長率についても重要な経営指標としておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大による旅行需要の大幅な減退の影響を受け、当連結会計年度の経営指標は大きく悪化しております。

新型コロナウイルス感染症の影響の収束後は、優先的に対処すべき課題としても挙げているシステム強化、マーケティングの強化、トラベル・コンシェルジュ教育、商品企画力の向上、ブランド認知度の向上等に努め、売上高、売上総利益、営業損益、経常損益、1株当たり当期純損益の額を成長させてまいります。

c. キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの主な資金需要は、運転資金及び設備資金であります。運転資金の主な内容は、旅行商品の企画販売にかかる仕入のほか、人件費や広告宣伝費をはじめとした販売費及び一般管理費等の営業費用であります。設備資金の主な内容は、旅行事業に係るシステムの開発・改良をはじめとしたシステム投資であります。これらの資金は原則として営業活動によるキャッシュ・フローを財源としますが、必要な場合には金融機関からの借入や増資による調達を実施することを基本方針としております。

2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて旅行需要の減退が続く中、必要運転資金を確保するため、資金調達の実施及び支出の抑制を行っております。当社は、当連結会計年度において第三者割当による第3回新株予約権を発行し、当該新株予約権の行使により956,277千円を調達しておりますが、今後も必要に応じて適宜、資金調達を実施してまいります。また、引き続き徹底したコストコントロールに努めることにより、手元流動性の充実を図ります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループといたしましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のそれぞれの課題に適格かつ迅速に対処し事業を拡大していくことにより、当社グループのさらなる成長と発展を遂げてまいる所存です。

特に、現状のオンライン予約の利便性と「トラベル・コンシェルジュ」による旅行内容のカスタマイズとを組み合わせた「ハイブリッド戦略」を引き継ぎ事業基盤を強化していくと共に、常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、また優秀な人材の確保、育成、離職の抑止などを推進していくことにより、経営成績に重要な影響を与える要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

5 【経営上の重要な契約等】

公認旅客代理店契約(IATA PASSENGER SALES AGENCY AGREEMENT)

契約先	契約の内容	契約締結日	契約期間
IATA (International Air Transport Association : 国際航空運送協会)	公認旅客代理店(IATA PASSENGER SALES AGENT)としての認可を受けることにより、自社で国際線航空券の発券を行うことが可能	2004年8月	2005年7月以降、1年毎に更新

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループでは、総額62,358千円の設備投資を実施しております。当連結会計年度中において実施した設備投資のうち主なものは、次のとおりです。

ソフトウェア自社開発費等	43,799千円
--------------	----------

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2023年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物 附属設備	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都豊島区)	旅行業	事務所設備	0	0	0	0	56(7)
大阪支店 (大阪府大阪市中央区)	旅行業	事務所設備	0	0	-	0	11(3)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうちソフトウェアにはソフトウェア仮勘定が含まれております。

3. 当連結会計年度において減損損失を計上しており、帳簿価額を備忘価額としております。減損損失の内容については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係) 3 減損損失」に記載のとおりであります。

4. 従業員数は就業人員であり、人員数の(外書)は平均臨時従業員数を示しております。

5. 提出会社の上記本社・支店については建物を賃借しており、年間賃料(共益費を含む)は、本社73,994千円、大阪支店55,478千円であります。

(2) 国内子会社

国内子会社については金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

在外子会社については金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社グループの設備投資は、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。今後の重要な設備の新設等は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都豊島区)	基幹システム、販売・顧客管理システム	587,629	247,197	増資資金	2021年4月	2024年3月	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力については、測定が困難なため、記載を省略しております。

2. 当社グループは、旅行業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却・売却を除き、重要な設備の売却・除却の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,000,000
計	14,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,029,800	9,209,800	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。
計	8,029,800	9,209,800		

(注) 提出日現在発行数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

2016年2月17日の臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	2016年2月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 0 当社監査役 0 当社従業員 83
新株予約権の数(個)	231(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 46,200(注)1、(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	54(注)1、(注)3
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年2月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 54(注)1 資本組入額 27(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて、変更はありません。

(注)1. 2016年11月16日開催の取締役会決議により、2016年12月10日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。また、2017年8月10日開催の取締役会決議により、2017年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の計算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権の行使にかかる行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、以下()から()までの期間ごとに、以下()から()に掲げる割合を上限として新株予約権を使用することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
 - () 株式公開日と2018年4月1日のいずれか遅い日(以下「権利行使開始日」という。)から起算して1年間は、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数(以下「割当数」という。)の3分の1を上限として行使することができる。
 - () 権利行使開始日から起算して1年を経過した日から1年間は、割当数の3分の2を上限として行使することができる。
 - () 権利行使開始日から起算して2年を経過した日から2026年2月7日までは、割当数から前()及び()で行使した数を控除した残りの数を使用することができる。

- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員(以下「当社の取締役等」という。)のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了又は定年退職の場合を除く。)、当社は、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (5) 新株予約権者が、当社と競業関係にある会社を設立し、又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (6) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者(以下「反社会勢力等」という。)に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることができない旨の決定をすることができるものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は取締役会が別途定める日に新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会の決議があった場合)、当社は、取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- () 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
() 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
() 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

2022年8月12日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	2022年8月12日
新株予約権の数(個)	39,777 [27,977]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,977,700 [2,797,700]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初発行価額683.1(注)5,6,7
新株予約権の行使期間	自 2022年8月30日 至 2024年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1の金額として計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の書面による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は6,000,000株、割当株式数((注)3.(1)に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇または下落により行使価額((注)5.(2)に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、(注)3に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇または下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加または減少する。

(2) 行使価額の修正基準

2022年8月30日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の属する週の前週の最終取引日(以下「修正基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額(以下「修正基準日価額」という。)が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。

(3) 行使価額の修正頻度

(注)2.(2)の記載に従い修正される。

(4) 行使価額の下限

当初341.6円

(5) 割当株式数の上限

本新株予約権の目的となる株式の総数は6,000,000株(2022年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は100.94%)、割当株式数は100株で確定している。

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(上記(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)

2,071,080,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

(7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする下記の条項が設けられています。

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます

る。

3. 本新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式6,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が(注)7の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、下記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)7に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る(注)7.(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注)7.(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 各本新株予約権の払込金額

358円(本新株予約権の目的である株式1株当たり3.58円)

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初683.1円とする。但し、行使価額は(注)6及び7の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。

6. 行使価額の修正

2022年8月30日以降、修正基準日価額が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される。

但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

7. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する(以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。)。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当のための基準日(無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする)の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当の場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東証における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

8. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間の取決めの内容

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当先であるLong Corridor Alpha Opportunities Master Fund(以下「LCAO」という。)及びMAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC(以下「MAP246」といい、LCAO及びMAP246を個別に又は総称して、以下「割当先」という。)との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結した新株予約権引受契約において、下記の内容について合意した。

(1) 本新株予約権の取得請求権

当社株式について、公開買付者が当社の役員である公開買付け（公開買付者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）が開始された場合、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の取締役会で承認された場合、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、スクイーズアウト事由（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東証による監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、割当先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる（当該通知を送付した日を、本項目において「取得請求日」という。）。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日の日又は上場廃止日のいずれか早い日ににおいて、本新株予約権1個当たり、当該取得請求日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終

値(当該取引において終値がない場合には、それに先立つ直近の取引日であって終値のある日における終値)から当該取得請求日時点で有効な本新株予約権の行使価額を控除した金額に、当該取得請求日時点で有効な本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額、又は本新株予約権1個当たりの払込金額のいずれか高い金額にて、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとする。なお、当該取得請求日の直前取引日における当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合には、当該終値から当該取得請求日時点で有効な本新株予約権の行使価額を控除した金額に当該取得請求日時点で有効な本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額よりも本新株予約権1個当たりの払込金額の方が高くなるため、当該取得請求における取得価額は本新株予約権1個当たりの払込金額となる。

「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東証の有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくなかった場合をいう。

本項目における「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸收分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「支配権変動事由」とは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合をいう。

「スクイーズアウト事由」とは、()当社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、()当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は()上場廃止を伴う当社の普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいう。

(2) 本新株予約権の買戻

当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を、割当先から買い取るものとする。割当先は、当社の口座にかかる買取りによる当該本新株予約権の移転に係る記録が買取日になされるように、社債、株式等の振替に関する法律、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程その他の法令、関係規則等に従い、かかる記録のために割当先がとるべき手続を行う。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該条項に基づく当社の支払義務は消滅又は免除されない。

(3) 行使コミット

割当先は、2022年8月30日以降、262計算対象日(以下に定義する。)の期間(以下「行使コミット期間」という。)内に、保有する本新株予約権の全てを行使するものとする。なお、各新株予約権の行使は制限超過行使(以下に定義する。)に反しない限度で行われるものとし、行使コミット期間の終了日より前に当社による本新株予約権の全部又は一部の取得日が到来した場合又は行使コミット期間中に以下のに該当する取引日が合計で20取引日以上となった場合には、割当先は本新株予約権の行使を行う義務を免除される(但し、割当先は、当該条項に定める本新株予約権の行使を行う義務を免除された後も、制限超過行使に反しない限度で、自らの判断により残存する本新株予約権を行使することができる)。

「計算対象日」とは、東証における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回っている場合、当該取引日における当社普通株式の株価が一度でも当該取引日の属する週の前週の最終取引日の当社普通株式の終値の90%以下となった場合、当該取引日において本新株予約権の行使を行うことにより、適用法令又は裁判所、行政官庁、株式会社証券保管振替機構、若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等に違反する可能性が高いと割当先が合理的に判断した場合、災害、戦争、テロ、暴動等の発生又は売買停止措置等の実施により、当該取引日における本新株予約権の行使又は本新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が実務上不可能になった場合又はそのそれがある場合のいずれかに該当する日を除く取引日をいう。

(4) 譲渡制限

割当先による本新株予約権の譲渡には当社の事前の書面による承認が必要である。なお、承認にあたっては、譲受人との間でも同様の譲渡制限が課されることを合意する予定である。

(5) 優先的交渉権

当社は、払込期日から2024年8月29日又は本新株予約権が割当先によって全て行使され若しくは当社によって全て取得される日のいずれか早い日までの間、割当先以外の第三者に対して、株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式(以下「株式等」と総称する。)を発行又は処分しようとする場合、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受けの意向の有無を確認するものとする。割当先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものと

する。

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、新株予約権引受契約において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められている。

当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が2022年8月29日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当先に行わせない。

割当先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができない。

また、割当先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行う。

割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとする。

9. 当社の株券の売買に関する事項について割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。

10. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、大株主である高山泰仁氏は、その保有する当社普通株式の一部について各割当先への貸株を行うものとする(LCAOとの貸株契約 契約期間：2022年8月12日～2024年8月29日、貸借株数：590,000株、貸借料：無償、担保：無し、MAP246との貸株契約 契約期間：2022年8月12日～2024年8月29日、貸借株数：410,000株、貸借料：無償、担保：無し)。なお、高山氏と割当先の協議により、上記に加え、追加の貸株を行う可能性がある。

11. その他の投資の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当連結会計年度において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されました。

	第4四半期会計期間 (2023年1月1日から 2023年3月31日まで)	第29期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	1,343	20,223
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	134,300	2,022,300
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	341.6	472.9
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	45,876	956,277
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	20,223
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	2,022,300
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	472.9
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	956,277

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年4月1日～ 2019年3月31日(注)1	15,400	4,683,400	415	426,942	415	336,942
2019年7月30日(注)2	10,200	4,693,600	6,818	433,761	6,818	343,761
2019年9月27日(注)3	42,500	4,736,100	27,901	461,662	27,901	371,662
2020年1月28日(注)4	3,000	4,739,100	2,040	463,702	2,040	373,702
2019年4月1日～ 2020年3月31日(注)5	13,000	4,752,100	351	464,053	351	374,053
2020年4月1日～ 2021年3月31日(注)6	383,400	5,135,500	190,418	654,472	190,418	564,472
2021年4月1日～ 2022年3月31日(注)7	808,800	5,944,300	407,393	1,061,865	407,393	971,865
2022年4月1日～ 2023年3月31日(注)8	2,085,500	8,029,800	483,465	1,545,330	483,465	1,455,330

(注) 1. 新株予約権の行使により増加しております。

2. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

発行価格 : 1,337円

資本組入額 : 1株につき668.5円

割当先 : 取締役8名及び監査役3名

3. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

発行価格 : 1,313円

資本組入額 : 1株につき656.5円

割当先 : 従業員245名

4. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

発行価格 : 1,360円

資本組入額 : 1株につき680円

割当先 : 従業員26名

5. 新株予約権の行使により増加しております。

6. 新株予約権の行使により増加しております。

7. 新株予約権の行使により増加しております。

8. 新株予約権の行使により増加しております。

9. 2023年4月1日から2023年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,180,000株、資本金が211,208千円および資本準備金が211,208千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	16	42	23	50	6,802	6,933	
所有株式数(単元)	-	-	2,519	5,750	284	9,526	62,172	80,251	
所有株式数の割合(%)	-	-	3.14	7.17	0.35	11.87	77.47	100.00	

(注)自己株式34,404株は、「個人その他」に344単元、「単元未満株式の状況」に4株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
高山 泰仁	東京都千代田区	1,588	19.86
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY - PB (常任代理人 B O F A 証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目4-1)	786	9.84
株式会社アドベンチャー	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3	477	5.97
坂井 直樹	北海道札幌市中央区	175	2.19
J P モルガン証券株式会社	千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング	138	1.73
野口 孝寿	東京都板橋区	84	1.06
CBS/IICS CLIENTS (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	PARQUE EMPRESARIAL LA FINCA PASEO CLUB DEPORTIVO 1 - EDIFICIO 4, PLATA 2 28223 POZUELO DE ALARCÓN (MADRID), SPAIN (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	60	0.75
榎本 一太	群馬県高崎市	48	0.60
前澤 弘基	東京都文京区	47	0.59
葛野 悅子	東京都練馬区	45	0.56
計	-	3,450	43.16

(注) 上記のほか当社所有の自己株式34千株があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 34,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,990,700	79,907	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 4,700		一単元(100株)未満の株式であります。
発行済株式総数	8,029,800		
総株主の議決権		79,907	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式4株が含まれております。

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社旅工房	東京都豊島区東池袋三丁目1番 1号	34,400		34,400	0.43
計		34,400		34,400	0.43

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	10,900	-
当期間における取得自己株式	500	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	34,404	-	34,904	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題として認識しており、配当原資確保のための収益力を強化し、内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

一方で、当事業年度においては、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質強化及び事業の継続的な発展を目指すべく、内部留保の充実を優先したことから、配当を実施しておりません。

今後の株主への配当の実施につきましては、内部留保とのバランスを保つつつ、財政状態及び経営成績等を勘案しながら、適切に判断してまいります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、内部留保資金につきましては、今後の事業拡大のための設備投資や人材教育等に充当していく予定です。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「国際交流の発展及び世界平和に貢献することと同時に、全従業員及び関係者の物心両面の充足と幸福を追求する」を経営理念に掲げ、当該経営理念に掲げられた姿を実現し、株主・従業員・お客様・取引先等のすべてのステークホルダーから信頼され、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでおります。今後も、その時々の社会的要請や当社を取り巻く環境を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に努めてまいります。また、事業活動における透明性と客観性の確保も経営管理体制の強化に不可欠であることから、適切な情報公開を行ってまいります。

コーポレート・ガバナンスの体制の概要

イ．取締役会

当社の取締役会は、本書提出日現在において、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されており、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役会には、監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

当社では企業経営に深い知見を有する社外取締役を積極的に登用することにより、取締役会の活性化、経営判断の迅速性と高度化、取締役の業務執行に対する監督の実効性確保を図っております。

取締役会における主な検討事項や協議事項は、以下のとおりです。

- 年度予算の承認
- 連結及び単体の四半期・年度決算の承認
- 月次業務報告
- 規程等の変更及び制定等
- 指名・報酬委員会構成委員の決定
- 株主総会の招集
- その他経営に関する重要な事項の審議、意思決定
- 取締役の職務の執行の監督

取締役会への出席状況は以下のとおりです。

当社取締役会構成メンバーと取締役会出席状況

氏名	役職名	出席状況（出席率）
岩田 静絵	代表取締役社長	18回 / 18回 (100%)
雨宮 孝介	取締役	24回 / 24回 (100%)
中尾 隆一郎	取締役 (社外取締役)	24回 / 24回 (100%)
西袋 真司	常勤監査役	18回 / 18回 (100%)
川合 弘毅	監査役 (社外監査役)	22回 / 24回 (91.6%)
志村 直子	監査役 (社外監査役)	23回 / 24回 (95.8%)

(注) 代表取締役岩田静絵氏及び常勤監査役西袋真司氏は、2022年6月29日の就任以降の出席状況を記載しています。

ロ．監査役会

当社の監査役会は、本書提出日現在において、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されており、毎月1回の監査役会を開催し、監査計画の策定及び監査実施結果の報告等を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会議を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

当社の監査役会は、会計に関する高い専門性を有する公認会計士1名と企業法務実務に精通した弁護士1名によって構成されており、会計及び法令遵守の両方の観点に基づく監査機能強化と実効性確保を図っております。

ハ. 役員会

当社の役員会は、取締役、監査役、執行役員で構成されており、毎月1回の役員会を開催し、取締役会の委嘱事項及びその他経営上の課題に関し、審議又は決定を行っております。

役員会では、業務執行を担当する執行役員が業務執行の状況を適時に報告して参加者が審議することにより、業務執行の実情に即した迅速かつ的確な意思決定を確保しております。

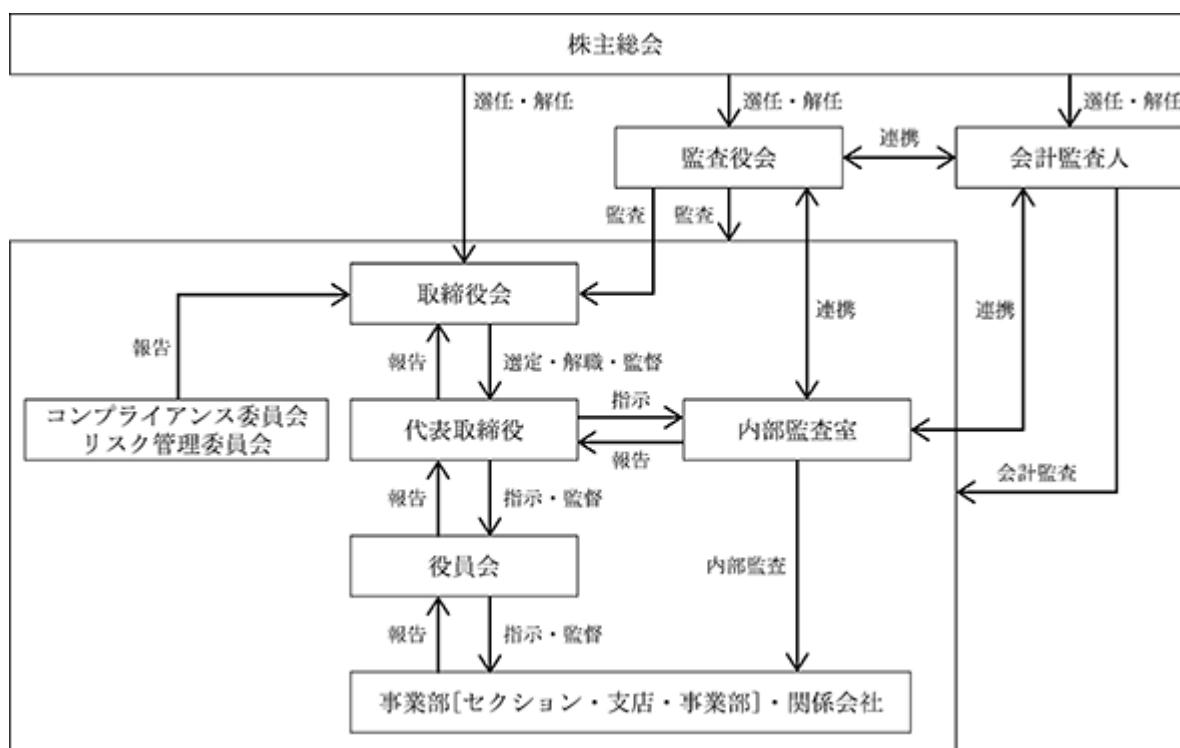
二. 内部監査室

当社は、代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査担当1名が内部監査を実施しております。内部監査室は、当社グループ全部署を対象に実地監査を行い、結果について代表取締役に報告するとともに、関係者に対して監査結果をフィードバックし是正を求める等、業務の適正性の確保に努めております。

内部監査室は、常勤監査役及び会計監査人と隨時意見交換を行って、堅確な内部監査体制の構築と実施を図るとともに、監査役及び会計監査人による監査の実効性に寄与しております。

ホ. コンプライアンス委員会・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス活動及びリスク管理活動に必要な情報の共有を図るため、コンプライアンス委員会とリスク管理委員会をそれぞれ設置し、四半期に1回開催することで、それぞれの活動の改善及び向上を図っております。



へ．指名・報酬委員会

当社は、取締役及び監査役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客觀性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とし、2023年3月15日に指名・報酬委員会を設置いたしました。指名・報酬委員会は次の事項のうち、取締役会から諮詢を受けた事項について、審議し、取締役会に対して答申を行っております。

当社指名・報酬委員会審議事項

- (1) 取締役、監査役の選任及び解任に関する事項
- (2) 役付取締役の選定及び解職に関する事項
- (3) 取締役、監査役の報酬決定の方針及び手続
- (4) 取締役、監査役の個人別の報酬等の内容
- (5) その他、取締役会が必要と判断した事項

その構成員は以下のとおりです。

当社指名・報酬委員会構成メンバー

	氏名	役職名
委員長	岩田 静絵	代表取締役社長
構成員	中尾 隆一郎	取締役（社外取締役）
	黒田 潤	常勤監査役（社外監査役）
	川合 弘毅	監査役（社外監査役）
	志村 直子	監査役（社外監査役）

- (注) 1. 2022年3月15日に設置の決議を行ったため、当事業年度においては、指名・報酬委員会の開催はございませんでした。2023年度につきましては、2023年5月25日及び2023年6月26日に指名・報酬委員会を実施いたしました。
2. 常勤監査役黒田潤氏は2023年6月29日開催の第29回定時株主総会で監査役に新たに選任され同日に就任し、同日の取締役会において指名・報酬委員会の委員として選任されました。

内部統制システムの整備状況

当社は、以下の通り定める会社法第362条第4項第6号の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(以下、「内部統制システム」といいます)の基本方針に従い、体制を整備してまいります。

イ．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a . 全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させる体制をとります。
- b . コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図るため、各部門から選抜された役職員から成る「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、当社事業運営上認識すべきリスク管理あるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、対応方針を策定した上で、当該方針に基づき各部門にて問題解決に向けた取り組みを遂行し、その結果を取締役会に適宜報告する体制をとります。
- c . 「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」は、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制を定着させるための日常的活動を通じ、コンプライアンスの実効性の確保に努めるものとします。
- d . 組織的又は個人による違法行為等について、グループ会社の役職員が直接情報提供を行える内部通報制度(ヘルpline)を設置し、コンプライアンス体制の強化を推進いたします。
- e . 監査役は独立した立場から当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査を行います。
- f . 当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について、内部監査を実施いたします。
- g . 取締役及び監査役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客觀性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会がその諮詢機関として「指名・報酬委員会」を設置いたします。

口 . 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等(電磁的記録を含む。以下同じ。)その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び「文書管理規程」等の社内諸規程に従い、保存・管理を行います。

ハ . 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- a . 当社におけるリスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、リスク発生の防止と適切な対応により損失の最小化を図ることに努めます。
- b . リスク管理を担う機関として代表取締役を最高責任者としたリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する課題・対応策について検討いたします。
- c . 業務執行部門から独立した内部監査室が、リスク管理活動の取組状況について、内部監査を実施いたします。

二 . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定期に開催するほか、必要に応じて、適宜臨時に開催いたします。
- b . 経営判断が効率的に行えるよう役員会を毎月1回開催し、業務執行における重要事項並びに経営戦略等について審議を行い、必要事項は取締役会に上程する体制を採ります。
- c . 取締役会の決定に基づく執行業務については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内諸規程において、それぞれの責任者・責任と権限等を定めるとともに、隨時見直しを行うものとします。

ホ . 当社及び当社関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a . 当社は、当社の関係会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の関係会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該関係会社に対し、助言を行うことにより、当社の関係会社の経営管理を行います。
- b . 当社は、当社の関係会社における経営効率化の推進、人材の開発及び業務の改善について指導指針を策定し、取締役会の承認を得て、隨時指示を与えることで当社の関係会社の経営管理を行います。
- c . 当社は、業務の適正性及び有効性確保のために内部監査室による内部監査を実施いたします。
- d . 当社は、当社グループの各部門との情報交換を定期的に実施するとともに、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき当社の関係会社におけるリスク管理体制及びコンプライアンス体制を整備いたします。

ヘ . 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a . 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、必要に応じて、その要請に基づき、監査役の職務を補助する使用人を配置いたします。
- b . 当該使用人の職務に関しては、取締役その他役員等の指揮命令を受けず、監査役の指示に従うものとし、当該使用人の人事(人事評価・異動等)について、監査役の同意を得るものとします。

ト . 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a . 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の経営に関する重要な会議への出席及び取締役会議事録並びに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとします。
- b . 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度(ヘルpline)による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する体制を採ります。

チ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a . 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設けます。
- b . 監査役は、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図り、情報交換を行い、相互の適切な意思疎通を確保することで、効果的な監査業務遂行ができる体制を採ります。
- c . 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

リ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a . 当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための体制を整備いたします。
- b . 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為等に対しては、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備いたします。

ヌ．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保のため、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行うものとします。

リスク管理体制の整備

当社は、リスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、徹底することでリスク発生の防止と適切な対応により、損失の最小化を図るよう努めています。また、当社は、当社の役員、従業員並びに派遣契約や業務委託契約等に基づき当社に常駐するすべての者が遵守すべき、コンプライアンスに関する基本事項を「コンプライアンス規程」に定め、当社におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上に努めています。

提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するための体制として、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性等を管理しております。また、当社の内部監査室が「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施しております。

支配株主との取引を行う際における少数株主保護についての方策

少数株主保護の観点から、支配株主と取引を行う場合は、取引理由、取引の必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行うこととしてあります。また、必要に応じて弁護士等の外部専門家の意見を求めることで、取引の公正性の確保を図っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定めた額を限度とする契約を締結しております。

会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしてあります。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員及び社外派遣役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨を定款に定めてあります。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

定款の定めにより取締役会決議事項とした株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨定款に定めております。これは、資本政策の遂行にあたって必要に応じて機動的に自己株式を取得できるようにすることを目的とするものであります。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される職務を適切に行えるようにすることを目的とするものであります。

また、当社は、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行えるようにすることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性2名(役員のうち女性の比率28.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	岩田 静絵	1978年 5月18日	2002年4月 株式会社ダーバン（現株式会社レナウン）入社 2006年10月 株式会社スペッティオ入社 2013年5月 当社入社 2018年4月 当社執行役員コーポレート本部長 2021年10月 株式会社ミタイトラベル 常勤監査役 2022年6月 当社取締役執行役員コーポレート本部長 2023年2月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 3	9,800
取締役 第2法人営業本部長	雨宮 孝介	1953年 12月31日	1978年11月 株式会社グローバルトラベルサービス入社 1993年11月 株式会社マップインターナショナル入社 2006年10月 当社入社 2007年6月 当社取締役法人営業部門管掌 2017年7月 当社取締役法人営業部門管掌 執行役員法人営業本部長 2018年4月 当社取締役法人営業部門管掌 執行役員第2法人営業本部長 2021年5月 当社取締役法人営業部門管掌 執行役員第1法人営業本部長兼執行役員第2法人営業本部長 2023年1月 当社取締役法人営業部門管掌 執行役員第2法人営業本部長 2023年2月 当社取締役レジヤー部門管掌 法人営業部門管掌 グローバル・アライアンス部門管掌 執行役員第2法人営業本部長（現任）	(注) 3	29,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 事業戦略本部長	朝居 宏文	1977年 9月25日	2005年1月 株式会社アクディア入社 2007年10月 健康ホールディングス株式会社（現RIZAPグループ株式会社）へ転籍 2008年8月 スリーブログループ株式会社（現ギグワーカス株式会社）入社 2010年8月 KLab株式会社入社 2014年9月 アクセルマーク株式会社入社 2016年4月 株式会社アドベンチャー入社 2020年3月 当社入社 2022年7月 当社執行役員事業戦略本部本部長（現任） 2022年9月 株式会社ミタイトラベル取締役（現任） 2023年6月 当社取締役事業戦略本部管掌（現任）	(注) 3	-
取締役	中尾 隆一郎	1964年 5月15日	1989年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社 2003年4月 同社事業統括室エグゼクティブマネジャー 2004年4月 株式会社リクルートマネジメントソリューションズ マーケティングファンクション・ユニット長 2006年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）事業統括室カンパニーパートナー 2007年4月 同社すまいカンパニー 執行役員 2013年4月 株式会社リクルートテクノロジーズ 代表取締役社長 2016年4月 株式会社リクルートホールディングス リクルートHR研究機構 室長 2017年4月 同社リクルートワークス研究所 副所長 2017年6月 当社取締役（現任） 2018年4月 株式会社FIXER 執行役員副社長 2019年1月 株式会社中尾マネジメント研究所 代表取締役社長（現任） 2019年12月 株式会社LIFULL 社外取締役（現任） 2020年7月 プログレス・テクノロジーズ株式会社 社外監査役 2020年9月 リンクス株式会社 社外監査役（現任） 2022年6月 株式会社ZUU 社外取締役（現任）	(注) 4	800
監査役 (常勤)	黒田 潤	1953年 2月21日	1976年4月 株式会社三和銀行（現三菱UFJ銀行）入行 2007年9月 イオン総合金融準備株式会社（現株式会社イオン銀行）入社 2007年10月 株式会社イオン銀行 取締役 2009年4月 イオンクレジットサービス株式会社（現イオンフィナンシャルサービス株式会社）出向 同社執行役員 2013年4月 イオンファイナンシャルサービス株式会社 出向 2019年4月 AFSコーポレーション株式会社 取締役 2021年6月 同社参与 2023年6月 株式会社杵屋 社外監査役（現任） 2023年6月 当社社外監査役（現任）	(注) 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	川合 弘毅	1978年 11月 1 日	2002年4月 株式会社三井住友銀行入行 2004年12月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2011年7月 加和太建設株式会社入社 2011年10月 特定非営利活動法人クロスフィールズ 監事(現任) 2014年11月 やまと監査法人社員 2015年6月 当社監査役(現任) 2016年4月 加和太建設株式会社 取締役 2017年12月 gooddaysホールディングス株式会社 社外監査役 2018年11月 株式会社レゴリス(現スパイダープラス株式会社) 社外取締役 2020年2月 株式会社シェアードバリュー 執行役員COO 2020年7月 dely株式会社 監査役 2020年9月 株式会社レゴリス(現スパイダープラス株式会社) 取締役(現任) 2022年6月 株式会社アーバンエックスステクノロジーズ 監査役(現任)	(注) 6	4,800
監査役	志村 直子	1974年 6月 5 日	1999年4月 西村総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所) 入所 2004年9月 ニューヨーク Debevoise & Plimpton 法律事務所勤務 2005年9月 西村ときわ法律事務所(現西村あさひ法律事務所)復職 2008年1月 西村あさひ法律事務所 パートナー(現任) 2016年5月 当社監査役(現任) 2018年6月 株式会社ミクシィ 社外取締役 2019年6月 日本信号株式会社 社外監査役 2023年6月 月島ホールディングス株式会社 社外取締役(現任)	(注) 6	4,800
計					49,600

- (注) 1. 取締役中尾隆一郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役黒田潤氏、川合弘毅氏及び志村直子氏の3名は、社外監査役であります。
 3. 任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4. 任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5. 当社定款の定めにより、退任した監査役の任期が終了する2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 6. 監査役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 7. 当社は、取締役会で行われた意思決定に基づく業務執行を迅速に行い、それぞれの組織機能における効率化を図ることで、市場環境の変化に迅速に対応できる体制を構築すべく執行役員制度を導入しております。取締役雨宮孝介氏及び朝居宏文氏は執行役員を兼務しております。提出日現在の取締役以外の執行役員は、3名で次のとおりであります。

職名	氏名
執行役員第1営業本部長	石野 敏明
執行役員レジャー営業本部長	上山 真矢
執行役員アライアンス統括本部長 兼 Tabikobo Vietnam Co. Ltd. 社長	中川 靖之

社外取締役及び社外監査役との関係

本書提出日現在において、当社は社外取締役を1名、社外監査役を3名選任しており、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、牽制及び監視機能を強化しております。当社の社外取締役には、当社の意思決定及び経営方針に社外の公平な立場から意見を述べて頂くことを期待しております。また、当社の社外監査役には、金融・会計・法律知識等の高い見識に基づき、取締役の職務執行を監督することを期待しております。その詳細は次のとおりです。

社外取締役中尾隆一郎氏は、株式会社リクルートホールディングスとその関連会社で経営幹部や代表取締役社長等を務めたことによる豊富な知識・経験と、主にシステム部門及びミドルマネジメント層の組織活性化・人材育成について専門的な知識と幅広い業務経験を有することから、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。なお、提出日現在、同氏は、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

社外監査役川合弘毅氏は、公認会計士として培われた高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくことを期待しております。なお、提出日現在、同氏は当社の株式を所有しておりますが、その他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

社外監査役志村直子氏につきましては、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験によって、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査していただくことを期待しております。なお、提出日現在、同氏は当社の株式を所有しておりますが、その他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

社外監査役黒田潤氏は、銀行並びに銀行持株会社ほか金融機関で長年にわたり様々な要職を歴任し、内部監査業務を中心に内部統制、コンプライアンス、リスク管理にかかわる豊富な知識及び経験を有しております。その知識や経験に基づく客観的かつ公正な視点から、社外監査役として、当社のコーポレート・ガバナンスの向上及び監査機能の拡充、強化いただくことを期待しております。なお、提出日現在、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、社外役員として職務を遂行できる十分な独立性を確保できることを前提として判断しております。

また、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査及び会計監査との相互連携につきましては、
(1) [コーポレート・ガバナンスの概要] コーポレート・ガバナンスの体制の概要及び 内部統制システムの整備状況に記載のとおり、隨時情報を共有して連携する体制をとっております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 組織、人員

当社における監査役会は、本書提出日現在において、常勤監査役 1名、非常勤監査役 2名の 3名で構成されております。非常勤監査役の川合弘毅は、公認会計士として培われた高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、志村直子は、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験を有しております。

なお当社は、会社法第427条第1項に基づき、各監査役との間で、法令の定める限度まで監査役の責任を限定する契約を締結しております。

b. 監査役会の状況

監査役会は当事業年度において14回開催し、1回当たりの平均所要時間は36分でした。各監査役の出席状況並びに監査役会における主な検討事項は以下のとおりです。

当社監査役会構成メンバーと監査役会出席状況

氏名	役職名	出席状況（出席率）
山崎 暢久	常勤監査役	4回 / 4回 (100.0%)
西袋 真司	常勤監査役	10回 / 10回 (100.0%)
川合 弘毅	監査役 (社外監査役)	14回 / 14回 (100.0%)
志村 直子	監査役 (社外監査役)	13回 / 14回 (92.8%)

(注) 1. 常勤監査役山崎暢久氏は、2022年6月29日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって退任しておりますので、2022年6月29日の前日までに開催された当事業年度中の監査役会の出席状況を記載しております。

2. 常勤監査役西袋真司氏は、2022年6月29日開催の第28回定時株主総会で監査役に新たに選任され同日に就任しておりますので、同日以降に開催された当事業年度中の監査役会の出席状況を記載しています。

監査役会における主な検討事項や協議事項は、以下のとおりです。

- 監査方針、監査計画及び監査職務分担
- 監査報告の作成
- 会計監査人の評価及び選任・再任・不再任
- 会計監査人の報酬等の決定に関する同意
- 監査役月次活動報告及び重要な稟議書の閲覧結果報告等

監査役会は、会計監査人及び内部監査室との三様監査連絡会及び会計監査人との連絡会、原則毎月1回開催の内部監査室との定例連絡会を開催し、監査方針や監査計画について期初に意見交換を行うほか、監査の進捗状況等について情報交換を行っています。また、代表取締役等と監査役会との定期会合を開催し意見交換を行っております。

c. 監査役の主な活動

各監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会へ出席し、必要と認められた場合は独自に意見を述べております。常勤監査役は、役員会議やリスク・コンプライアンス委員会等社内的重要な会議や委員会への出席、稟議書等の重要な文書の閲覧のほか、代表取締役、社内外取締役、執行役員及び会計監査人との面談及び意見交換を適宜行っています。また、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査しております。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。常勤監査役の活動内容は、監査役会の報告事項として他の監査役と情報共有されています。

内部監査の状況

a. 組織、人員および手続き

当社における内部監査は、代表取締役直属の独立した部署である内部監査室が内部監査担当部署として、内部監査規程に基づき、関係会社を含めた全部署を対象として内部監査を毎期実施しております。

b. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれから監査と内部統制部門との関係

内部監査室は、監査役および会計監査人との四半期ごとの定期的な打合せ、意見交換に加え、必要に応じて隨時に打合せ、意見交換を実施し内部監査の有効性を高めることに努めております。また、監査役との会議を毎月開催し、相互に情報交換を行うなど緊密な連携を保っています。

c. 内部監査の実効性を確保するための取組

内部監査のレポーティングラインについては、業務執行部門から独立し、代表取締役及び取締役会の2つの報告経路を保持しています。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

やまと監査法人

b. 繼続監査期間

1年

c. 業務を執行した公認会計士

小黒 健三

木村 喬

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士6名、会計士試験合格者等その他0名となっております。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に関しては、会計監査人の品質管理体制、独立性、および専門性等を総合的に勘案し問題がないことを確認する方針としており、当該基準を満たし高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運用が期待できると判断したためです。

また、当社は以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の方針を定めております。

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が発行する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて、監査法人に対して評価を行っております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第28期（連結・個別） EY新日本有限責任監査法人

第29期（連結・個別） やまと監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1)異動に係る監査公認会計士等の氏名又は名称

選任する監査公認会計士等の氏名又は名称

やまと監査法人

退任する監査公認会計士等の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

(2)異動の年月日

2022年 6月29日

(3)退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2014年 9月 1日

(4)退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5)当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の公認会計士等であるEY新日本有限責任監査法人は、2022年6月29日開催予定の第28回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。現在の公認会計士等においても会計監査を適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると考えておりますが、経営環境の変化等により近年の監査報酬の負担が増加傾向にあることから、当社グループの事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性等について、他の監査法人と比較検討してまいりました結果、その後任として新たにやまと監査法人を公認会計士等として選任するものです。

監査役会がやまと監査法人を公認会計士等の候補者とした理由は、監査の実施体制、監査の実施方針、監査意見の表明にあたっての審査体制及び独立性の保持を含む品質管理体制、他の監査法人と比較検討した監査報酬の相当性等を総合的に検討した結果、同監査法人を新たな公認会計士等として適任と判断したためです。

(6)上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	52,000	-	32,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	52,000	-	32,000	-

(注) 提出会社の前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬には、金融商品取引法に基づく当社の過年度決算の訂正に係る監査業務に対する報酬10,000千円を含んでおります。

b. その他の重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査日程、当社の規模及び業務の特性等を総合的に勘案し、監査法人から提示を受けた監査報酬見積額をもとに当社と監査法人の両者協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a . 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、 基本報酬と 株式報酬により構成するものとします。それぞれの支給割合は、基本報酬を主体とし、株式報酬は中長期的な企業価値向上に資する適正な割合としてあります。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1 . 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

2 . 株式報酬

当社の取締役の株式報酬は、譲渡制限付株式とし、対象取締役が割当を受けた当社株式の譲渡制限の解除を受けるのは、原則として、3年間以上で当社の取締役会が定める期間または割当を受けた当社株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任若しくは退職するまでの期間、割当株式の総数は年50,000株以内といたします。

b . 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

当社取締役及び監査役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されております。

報酬の種類	株主総会決議	対象者	限度額	当該株主総会終結時点の員数
金銭報酬	2015年6月26日開催 第21回定時株主総会	取締役	年額500,000千円以内 (ただし、使用人兼務取締役の 使用人分給与は含みません。)	7名
		監査役	年額300,000千円以内	3名
株式報酬	2019年6月28日開催 第25回定時株主総会	取締役	年額50,000千円以内 (うち社外取締役分は年額 10,000千円以内)	8名 (うち社外取締役2名)
		監査役	年額30,000千円以内	3名

c. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の個人別の報酬額等及び種類別の報酬割合の決定に際して、2022年6月29日の取締役会において、当時の代表取締役会長兼社長高山泰仁に対し、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内でその具体的な内容について決定することを一任しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長兼社長に委任することが最も適切であると判断したためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役及び監査役に必要に応じて原案を諮問し答申を得る等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬額の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	譲渡制限付 株式報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	21,109	21,109	-	-	5
社外取締役	2,700	2,700	-	-	1
監査役 (社外監査役を除く)	3,240	3,240	-	-	1
社外監査役	6,480	6,480	-	-	3

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(千円)	使用人兼務役員(名)	内容
13,668	3	使用人としての給与

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、やまと監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出していますが、訂正後の連結財務諸表及び財務諸表について、やまと監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更について的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人との連携やディスクロージャー支援会社等から情報の提供を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	³ 2,818,867	827,908
売掛金	¹ 120,213	¹ 223,056
割賦売掛金	¹ 2,602	¹ 1,912
旅行前払金	125,184	<u>356,119</u>
未収入金	<u>367,666</u>	6,879
その他	125,512	117,217
貸倒引当金	300,010	1,124
流動資産合計	<u>3,260,036</u>	<u>1,531,970</u>
固定資産		
有形固定資産	² 0	² 0
無形固定資産	0	0
投資その他の資産		
長期貸付金	4,876	4,876
差入保証金	173,861	200,130
長期未収入金	-	299,037
その他	<u>228,546</u>	<u>115,344</u>
貸倒引当金	<u>6,650</u>	<u>305,688</u>
投資その他の資産合計	400,633	313,699
固定資産合計	<u>400,633</u>	<u>313,699</u>
資産合計	<u>3,660,669</u>	<u>1,845,670</u>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	45,197	81,517
短期借入金	3,300,000 <small>3, 4</small>	1,799,000 <small>4</small>
未払金	185,435	72,409
未払費用	212,383	15,159
未払法人税等	17,578	18,679
旅行前受金	90,370 <small>1</small>	247,798 <small>1</small>
預り金	949,677 <small>5</small>	812,990 <small>5</small>
賞与引当金	1,255	1,251
資産除去債務	-	38,866
その他	9,973	12,040
流動負債合計	<u>4,811,873</u>	<u>3,099,713</u>
固定負債		
長期借入金	500,000	500,000
資産除去債務	64,873	12,301
その他	27,651	39,425
固定負債合計	<u>592,525</u>	<u>551,727</u>
負債合計	<u>5,404,398</u>	<u>3,651,440</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,061,865	1,545,330
資本剰余金	971,865	1,455,330
利益剰余金	3,828,237	4,874,225
自己株式	128	128
株主資本合計	<u>1,794,634</u>	<u>1,873,692</u>
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	20,615	27,130
その他の包括利益累計額合計	<u>20,615</u>	<u>27,130</u>
新株予約権	-	14,240
非支配株主持分	30,290	26,551
純資産合計	<u>1,743,728</u>	<u>1,805,770</u>
負債純資産合計	<u>3,660,669</u>	<u>1,845,670</u>

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
売上高	¹ 1,117,331	¹ 1,262,255
売上原価	863,506	863,048
売上総利益	253,825	399,206
販売費及び一般管理費	² 1,548,771	² 1,285,078
営業損失()	1,294,945	885,871
営業外収益		
受取利息	864	501
受取配当金	0	0
為替差益	-	2,036
助成金収入	11,302	4,200
受取手数料	491	6,150
その他	16,001	6,813
営業外収益合計	28,661	19,702
営業外費用		
支払利息	55,430	36,480
支払保証料	920	922
為替差損	1,111	-
支払手数料	4,878	5,873
その他	10,441	643
営業外費用合計	72,782	43,919
経常損失()	1,339,066	910,088
特別利益		
固定資産売却益	-	2,080
特別利益合計	-	2,080
特別損失		
減損損失	³ 187,307	³ 106,969
和解金	-	27,342
固定資産除却損	-	0
システム障害対応費用	39,913	-
特別損失合計	227,221	134,311
税金等調整前当期純損失()	1,566,287	1,042,318
法人税、住民税及び事業税	10,200	7,566
法人税等調整額	0	-
法人税等合計	10,200	7,566
当期純損失()	1,576,488	1,049,885
非支配株主に帰属する当期純損失()	7,494	4,366
親会社株主に帰属する当期純損失()	1,568,993	1,045,519

【連結包括利益計算書】

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純損失()	1,576,488	1,049,885
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	7,890	6,633
その他の包括利益合計	1 7,890	1 6,633
包括利益 (内訳)	1,568,597	1,043,251
親会社株主に係る包括利益	1,561,550	1,039,003
非支配株主に係る包括利益	7,047	4,248

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	654,472	564,472	2,257,594	128	1,038,778
会計方針の変更による累積的影響額			1,648		1,648
会計方針の変更を反映した当期首残高	654,472	564,472	2,259,243	128	1,040,427
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	407,393	407,393			814,786
親会社株主に帰属する当期純損失（）			1,568,993		1,568,993
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	407,393	407,393	1,568,993	-	754,207
当期末残高	1,061,865	971,865	3,828,237	128	1,794,634

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	13,171	13,171	1,979	5,837	1,017,789
会計方針の変更による累積的影響額					1,648
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,171	13,171	1,979	5,837	1,019,438
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					814,786
親会社株主に帰属する当期純損失（）					1,568,993
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,443	7,443	1,979	24,452	29,916
当期変動額合計	7,443	7,443	1,979	24,452	724,290
当期末残高	20,615	20,615	-	30,290	1,743,728

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,061,865	971,865	3,828,237	128	1,794,634
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	483,465	483,465			966,930
親会社株主に帰属する当期純損失()			1,045,519		1,045,519
連結子会社の増資による持分の増減		469			469
利益剰余金から資本剰余金への振替		469	469		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	483,465	483,465	1,045,988	-	79,058
当期末残高	1,545,330	1,455,330	4,874,225	128	1,873,692

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	20,615	20,615	-	30,290	1,743,728
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					966,930
親会社株主に帰属する当期純損失()					1,045,519
連結子会社の増資による持分の増減					469
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,515	6,515	14,240	3,738	17,016
当期変動額合計	6,515	6,515	14,240	3,738	62,041
当期末残高	27,130	27,130	14,240	26,551	1,805,770

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	1,566,287	1,042,318
減価償却費	-	832
減損損失	187,307	106,969
和解金	-	27,342
受取利息及び受取配当金	865	502
支払利息及び支払保証料	56,351	37,402
為替差損益(は益)	1,730	1,838
助成金収入	11,302	4,200
売上債権の増減額(は増加)	39,081	99,916
旅行前払金の増減額(は増加)	38,341	230,072
未収入金の増減額(は増加)	38,297	20,875
仕入債務の増減額(は減少)	12,362	35,339
旅行前受金の増減額(は減少)	29,367	154,269
未払金の増減額(は減少)	23,452	113,207
預り金の増減額(は減少)	25,018	177,153
貸倒引当金の増減額(は減少)	366	150
賞与引当金の増減額(は減少)	7	69
預け金の増減額(は増加)	18	153
未払費用の増減額(は減少)	83,083	197,805
その他	23,409	5,079
小計	1,178,616	1,489,135
利息及び配当金の受取額	865	502
利息及び保証料の支払額	52,465	35,180
助成金の受取額	11,666	4,200
預り金の受取額	248,983	40,467
補償金の受取額	-	36,465
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	13,666	10,218
営業活動によるキャッシュ・フロー	955,900	1,452,899
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	159,665	77,664
資産除去債務の履行による支出	-	12,268
敷金の差入による支出	253	2,829
敷金の返還による収入	-	42,433
差入保証金の差入による支出	53,893	-
差入保証金の回収による収入	16,751	-
定期預金の預入による支出	1,410,000	94,000
定期預金の払戻による収入	60,000	1,501,000
その他	858	23,149
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,547,919	1,379,821
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	400,000	1,501,000
ストックオプションの行使による収入	226	3,412
新株予約権の発行による収入	-	21,480
新株予約権の行使による株式の発行による収入	812,580	956,277
非支配株主からの払込みによる収入	31,500	39
財務活動によるキャッシュ・フロー	444,307	519,789
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,872	8,909
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,051,640	583,959
現金及び現金同等物の期首残高	3,460,508	1,408,867
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,408,867	1 824,908

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上高の急激な落ち込みにより、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しておりました。当連結会計年度においても、旅行需要の大幅な減退が継続しており、885,871千円の営業損失、910,088千円の経常損失、1,045,519千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。その結果、当連結会計年度末の純資産は1,805,770千円の債務超過となっております。

これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、以下の対応策を図ってまいります。

徹底的なコスト削減

新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大が顕在化した2021年3月期以降、販売費及び一般管理費の見直しを行っており、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、役員報酬の減額、賞与支給の停止、従業員の休業や出向、他社への転籍による削減などを実施しました。当連結会計年度においては、さらなる固定費圧縮と人員数適正化のため、希望退職の実施及び東京本社の縮小移転を行いました。2024年3月期以降も、売上高に見合った販売費及び一般管理費となるよう引き続きコストコントロールを実行してまいります。

海外旅行市場回復を見据えた収益確保の準備

当社グループは從来、海外旅行商品を強みとしてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、世界各国において海外渡航制限や行動制限等の措置が取られるなど、海外旅行商品の販売に関して厳しい状況が続いておりました。しかしながら、足元の状況として、海外渡航に関する様々な明るい兆しが見え始めてあります。このような状況を踏まえ、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大前に当社グループの収益の中で大きな比率を占めていた海外旅行商品の販売に資源を集中しており、2024年3月期以降は人員の新規採用や広告宣伝費の投下の拡大により、取扱高の伸長と業績の改善を図ってまいります。

資金の確保

当連結会計年度末における現金及び預金は827,908千円と、前連結会計年度末比1,990,959千円減少しております。総額1,799,000千円の当座貸越契約等に関しては契約期限が2023年8月末となっておりますが、取引銀行とは継続的に支援いただくための協議を行っており、契約期限の延長の可能性は高いものと考えております。また、資本増強のために、2022年8月に第三者割当による第3回新株予約権を発行しました。当連結会計年度において当該新株予約権の行使により956,277千円を調達しております。当該新株予約権の付与総数は60,000個であり、当連結会計年度末における未行使残数は39,777個であります。

以上の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

4社

連結子会社の名称

ALOHA 7, INC.

Tabikobo Vietnam Co. Ltd.

PT. Ramayana Tabikobo Travel

株式会社ミタイトラベル

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Tabikobo Vietnam Co. Ltd.及びPT. Ramayana Tabikobo Travelの決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物附属設備 6年～15年

・車両運搬具 6年

・工具、器具及び備品 3年～8年

無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、主として以下の5ステップアプローチに基づき、財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を識別する

主要な事業における収益の計上基準は以下のとおりであります。

旅行業

旅行業は、主に自社の企画旅行商品の販売、旅行の手配を行っており、旅行条件書に基づいて顧客に対し企画旅行の実施や航空券・鉄道・ホテル等の手配を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客が帰着した時点又は旅行の実施期間にわたり充足されると判断し収益を認識しております。

なお、旅行商品販売のうち、手配旅行などの当社及び連結子会社が代理人として行う取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続してキャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外国通貨及び外貨建短期金銭債権債務は決算日の直物為替相場によって換算しており、換算差額は損益にて処理しております。また、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債務については、当該為替予約の円貨に換算しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	-	-
繰延税金負債	0	0

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来加算一時差異の解消スケジュール及び将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。

主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、予想販売数量であります。なお、当社グループは、2023年度に海外旅行市場における旅行者数が段階的に回復に向かうと見込んでおります。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性の判断は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取手数料」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外収益」の「その他」に表示していた16,493千円は、「受取手数料」491千円、「その他」16,001千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「未払費用の増減額（　は減少）」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた106,493千円は、「未払費用の増減額（　は減少）」83,083千円、「その他」23,409千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び負債の残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び負債の残高は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	120,076千円	50,280千円

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
現金及び預金	1,410,000 千円	- 千円
短期借入金	2,600,000 千円	- 千円

4 当社は運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	3,850,000千円	1,045,000千円
借入実行残高	3,300,000千円	1,045,000千円
差引額	550,000千円	- 千円

5 預り金のうち当社が受給した雇用調整助成金の返還予定額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
預り金	758,024千円	798,492千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給与手当	628,320千円	436,854千円
賞与引当金繰入額	1,255千円	1,310千円
広告宣伝費	71,570千円	26,533千円
減価償却費	-千円	832千円
支払手数料	247,607千円	316,303千円
地代家賃	199,543千円	138,113千円

3 減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	東京本社	建物附属設備及び ソフトウェア等	184,241千円
事業用資産	横浜みなとみらい支店	建物附属設備等	559千円
事業用資産	Tabikobo Vietnam Co. Ltd.	ソフトウェア等	1,555千円
事業用資産	PT. Ramayana Tabikobo Travel	車両運搬具等	42千円
事業用資産	株式会社ミタイトラベル	その他無形固定資産等	907千円

当社グループの事業は、旅行業の単一事業であることから、事業用資産は全体で1つの資産グループとしております。ただし、遊休資産や処分の意思決定をした資産については、個別の資産グループとして取扱っております。

当連結会計年度において、事業用資産における収益性の低下により、投資額の回収が困難と見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、187,307千円を減損損失として計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	東京本社	建物附属設備及び ソフトウェア仮勘定等	73,779千円
事業用資産	大阪支店	建物附属設備	33,189千円

当社グループの事業は、旅行業の単一事業であることから、事業用資産は全体で1つの資産グループとしております。ただし、遊休資産や処分の意思決定をした資産については、個別の資産グループとして取扱っております。

当連結会計年度において、事業用資産における収益性の低下により、投資額の回収が困難と見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、106,969千円を減損損失として計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	7,890	6,633
組替調整額	-	-
税効果調整前	7,890	6,633
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	7,890	6,633
その他の包括利益合計	7,890	6,633

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,135,500	808,800	-	5,944,300

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 808,800株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,404	17,100	-	23,504

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬の権利失効による増加 17,100株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第2回新株予約権	普通株式	804,600	-	804,600	-	-
合計			804,600	-	804,600	-	-

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第2回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,944,300	2,085,500	-	8,029,800

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 2,085,500株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	23,504	10,900	-	34,404

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬の権利失効による増加 10,900株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第3回新株予約権	普通株式	-	6,000,000	2,022,300	3,977,700	14,240
合計			-	6,000,000	2,022,300	3,977,700	14,240

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第3回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

第3回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金	2,818,867千円	827,908千円
預入期間が3か月を超える定期預金	1,410,000千円	3,000千円
現金及び現金同等物	1,408,867千円	824,908千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な預金を主体として資金運用を行っております。また、金融機関からの借入、新株予約権の発行により資金調達を行っております。

デリバティブ取引については、外貨建金銭債務の為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金、未収入金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。割賦売掛金については、信販会社との保証契約により顧客の信用リスクをヘッジしております。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、変動金利によるものが含まれており、金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループは、債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等を把握したときは、速やかに対応する等して、その軽減に努めています。

市場リスクの管理

当社グループは、外貨建金銭債務について、主要通貨の為替変動リスクに対して原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引における為替予約取引についての基本方針は、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は財務セクションが行っております。なお、取引残高・損益状況については、取締役会に定期的に報告することとしております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達に係る流動性リスクについては、適時に資金繰り計画を作成・更新する等、そのリスク軽減に努めています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：千円)			
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期借入金	500,000	448,595	51,404
負債計	500,000	448,595	51,404

(*) 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「割賦売掛金」については、回収まで1年以上要するものもありますが、顧客の信用状態は大きく異なることはなく、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：千円)			
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
差入保証金	200,130	195,344	4,785
資産計	200,130	195,344	4,785
長期借入金	500,000	448,437	51,562
負債計	500,000	448,437	51,562

(*) 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「割賦売掛金」については、回収まで1年以上要するものもありますが、顧客の信用状態は大きく異なることはなく、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：千円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,818,867	-	-	-
売掛金	120,213	-	-	-
割賦売掛金	1,959	642	-	-
未収入金	367,666	-	-	-
合計	3,308,707	642	-	-

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：千円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	827,908	-	-	-
売掛金	223,056	-	-	-
割賦売掛金	1,665	247	-	-
未収入金	6,879	-	-	-
差入保証金	-	-	-	200,130
合計	1,059,509	247	-	200,130

(注2) 借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	(単位:千円)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
短期借入金	3,300,000	-	-	-
長期借入金	-	-	500,000	-
合計	3,300,000	-	500,000	-

当連結会計年度(2023年3月31日)

	(単位:千円)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
短期借入金	1,799,000	-	-	-
長期借入金	-	-	500,000	-
合計	1,799,000	-	500,000	-

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	448,595	-	448,595
負債計	-	448,595	-	448,595

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	195,344	-	195,344
資産計	-	195,344	-	195,344
長期借入金	-	448,437	-	448,437
負債計	-	448,437	-	448,437

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、当該差入見込期間に見合った国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年12月10日に1株を100株とする株式分割、2017年10月1日に1株を2株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	2016年2月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員226名
株式の種類及び付与数	普通株式 194,600株
付与日	2016年3月17日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日(2018年4月1日)まで継続して当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。会社の株式がいずれかの証券取引所に上場すること。
対象勤務期間	2016年3月17日～2018年3月31日
権利行使期間	2018年4月1日～2026年2月7日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	2016年2月17日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	109,400
権利確定	-
権利行使	63,200
失効	-
未行使残	46,200

単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	2016年2月17日
権利行使価格(円)	54
行使時平均株価(円)	508
付与日における公正な評価単価(円)	-

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度に付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 12,982千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 28,696千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金（注）2	855,703千円	1,176,180千円
減損損失	165,268千円	121,373千円
資産除去債務	19,864千円	15,667千円
繰延消費税	4,567千円	2,313千円
長期未払金	3,414千円	1,015千円
未収入金	4,095千円	4,095千円
未払事業税	2,296千円	3,328千円
未払事業所税	856千円	-千円
その他	353,332千円	358,870千円
繰延税金資産小計	1,409,399千円	1,682,845千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	855,703千円	1,176,180千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	553,695千円	506,664千円
評価性引当額小計（注）1	1,409,399千円	1,682,845千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する有形固定資産	0千円	0千円
繰延税金負債合計	0千円	0千円
繰延税金負債純額	0千円	0千円

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損 ()						855,703	855,703
評価性引当額						855,703	855,703
繰延税金資産							

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損 ()						1,176,180	1,176,180
評価性引当額						1,176,180	1,176,180
繰延税金資産							

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主な項目別の内訳

前連結会計年度(2022年3月31日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を15年と見積り、割引率は0.0% ~ 1.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度において、当社の東京本社の資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を大幅に超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0.1%で割り引き、変更前の資産除去債務残高に34,844千円加算しております。

当連結会計年度において、当社の大坂支店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用について、新たな情報入手に伴いより精緻な見積りが可能となったことから、見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に33,189千円加算しております。

資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	28,223千円	64,873千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,108千円	12,246千円
資産除去債務の履行による減少額	455千円	59,268千円
時の経過による調整額	152千円	126千円
見積りの変更による増加額	34,844千円	33,189千円
期末残高	64,873千円	51,168千円

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)	
	報告セグメント
	旅行業
個人旅行事業	359,798
法人旅行事業	<u>624,855</u>
インバウンド旅行事業	116,091
その他	16,585
顧客との契約から生じる収益	<u>1,117,331</u>
その他の収益	-
外部顧客への売上高	<u>1,117,331</u>

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)	
	報告セグメント
	旅行業
個人旅行事業	748,262
法人旅行事業	<u>456,921</u>
インバウンド旅行事業	38,899
その他	18,171
顧客との契約から生じる収益	<u>1,262,255</u>
その他の収益	-
外部顧客への売上高	<u>1,262,255</u>

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	82,152	122,815
売掛金	73,734	120,213
割賦売掛金	8,418	2,602
契約資産	-	-
契約負債	59,933	90,370
旅行前受金	59,933	90,370

契約負債は、旅行商品の販売で履行義務充足前に受領したものであります。なお、契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の金額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、59,933千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が30,436千円増加した理由は、旅行商品の販売で履行義務充足前に受領した対価が増減した結果であります。

過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	122,815	224,969
売掛金	120,213	223,056
割賦売掛金	2,602	1,912
契約資産	-	-
契約負債	90,370	<u>247,798</u>
旅行前受金	90,370	<u>247,798</u>

契約負債は、旅行商品の販売で履行義務充足前に受領したものであります。なお、契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の金額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、90,370千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が157,427千円増加した理由は、旅行商品の販売で履行義務充足前に受領した対価が増減した結果であります。

過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、旅行業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは旅行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産の金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは旅行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産の金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社グループは、旅行業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社グループは、旅行業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1 株当たり純資産額(円)	299.63	230.95
1 株当たり当期純損失()(円)	276.91	153.91
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	-	-

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1 株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	1,568,993	1,045,519
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失()(千円)	1,568,993	1,045,519
普通株式の期中平均株式数(株)	5,666,088	6,793,027

(重要な後発事象)

(証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について)

当社が2022年3月17日に提出した過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正に対し、2023年6月6日に証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する12,000千円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,300,000	1,799,000	1.29	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	500,000	500,000	3.60	2029年4月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	3,800,000	2,299,000	-	-

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. 長期借入金は、劣後ローン（公庫利子補給措置に伴う特別利率適用）であり、期限一括返済であります。
 3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	-	-	-	-

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

(当連結会計年度における四半期情報等)

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	209,389	506,957	769,024	1,262,255
税金等調整前 四半期(当期)純損失() (千円)	339,932	626,064	827,648	1,042,318
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失() (千円)	338,791	626,700	830,485	1,045,519
1株当たり 四半期(当期)純損失() (円)	57.15	104.18	128.85	153.91

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純損失() (円)	57.15	47.32	28.25	27.15

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 2,641,490	690,169
売掛金	1 102,070	1 201,259
割賦売掛金	2,602	1,912
旅行前払金	108,190	<u>327,642</u>
前払費用	67,182	45,789
未収入金	1 <u>367,399</u>	1 6,809
その他	1 81,270	1 81,785
貸倒引当金	300,010	1,124
流動資産合計	<u>3,070,195</u>	<u>1,354,245</u>
固定資産		
有形固定資産	0	0
無形固定資産	0	0
投資その他の資産		
関係会社株式	<u>58,500</u>	<u>58,500</u>
長期貸付金	4,876	4,876
長期前払費用	665	352
差入保証金	156,405	180,159
長期未収入金	-	299,037
その他	<u>227,094</u>	<u>114,086</u>
貸倒引当金	<u>6,650</u>	<u>305,688</u>
投資その他の資産合計	<u>440,890</u>	<u>351,323</u>
固定資産合計	<u>440,890</u>	<u>351,323</u>
資産合計	<u>3,511,086</u>	<u>1,705,569</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	¹ 34,501	¹ 70,285
短期借入金	^{2, 3} 3,300,000	³ 1,799,000
未払金	¹ 187,326	¹ 73,261
未払費用	213,165	10,225
未払法人税等	14,192	16,615
旅行前受金	63,257	213,077
預り金	⁴ 948,174	⁴ 812,736
資産除去債務	-	38,866
その他	¹ 1,847	950
流動負債合計	4,762,464	3,035,019
固定負債		
長期借入金	500,000	500,000
資産除去債務	64,873	12,301
関係会社事業損失引当金	9,443	7,972
その他	27,651	39,425
固定負債合計	601,969	559,700
負債合計	5,364,433	3,594,719
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,061,865	1,545,330
資本剰余金		
資本準備金	971,865	1,455,330
資本剰余金合計	971,865	1,455,330
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,886,950	4,903,923
利益剰余金合計	3,886,950	4,903,923
自己株式	128	128
株主資本合計	1,853,347	1,903,390
評価・換算差額等		
新株予約権	-	14,240
純資産合計	1,853,347	1,889,150
負債純資産合計	3,511,086	1,705,569

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	1 1,074,164	1 1,130,238
売上原価		
商品売上原価		
商品期首棚卸高	-	-
当期商品仕入高	<u>866,915</u>	809,976
合計	<u>866,915</u>	809,976
商品期末棚卸高	-	-
商品売上原価	<u>866,915</u>	809,976
売上原価合計	<u>1 866,915</u>	1 809,976
売上総利益	207,248	320,262
販売費及び一般管理費	<u>1, 2 1,483,910</u>	<u>1, 2 1,173,929</u>
営業損失()	<u>1,276,661</u>	<u>853,667</u>
営業外収益		
受取利息	1 457	1 453
受取配当金	0	0
為替差益	3,008	-
助成金収入	<u>1,749</u>	4,200
受取手数料	491	6,150
その他	12,100	6,702
営業外収益合計	<u>17,808</u>	<u>17,506</u>
営業外費用		
支払利息	55,430	36,477
支払保証料	920	922
為替差損	-	395
支払手数料	4,878	5,873
その他	10,368	636
営業外費用合計	<u>71,598</u>	44,305
経常損失()	<u>1,330,451</u>	<u>880,466</u>
特別利益		
固定資産売却益	-	2,080
貸倒引当金戻入額	663	-
関係会社事業損失引当金戻入額	-	1,470
特別利益合計	<u>663</u>	<u>3,551</u>
特別損失		
減損損失	<u>184,801</u>	106,969
関係会社事業損失引当金繰入額	<u>7,939</u>	-
和解金	-	27,342
固定資産除却損	-	0
システム障害対応費用	<u>39,913</u>	-
特別損失合計	<u>232,654</u>	134,311
税引前当期純損失()	<u>1,562,442</u>	<u>1,011,225</u>
法人税、住民税及び事業税	6,700	5,747
法人税等調整額	0	-
法人税等合計	6,700	5,747
当期純損失()	<u>1,569,142</u>	<u>1,016,973</u>

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	654,472	564,472	564,472	2,316,158	2,316,158	128 1,097,342
会計方針の変更による累積的影響額				1,648	1,648	1,648
会計方針の変更を反映した当期首残高	654,472	564,472	564,472	2,317,807	2,317,807	128 1,098,990
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	407,393	407,393	407,393	-	-	814,786
当期純損失（）			-	1,569,142	1,569,142	1,569,142
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			-		-	-
当期変動額合計	407,393	407,393	407,393	1,569,142	1,569,142	- 754,356
当期末残高	1,061,865	971,865	971,865	3,886,950	3,886,950	128 1,853,347

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,979	1,095,362
会計方針の変更による累積的影響額		1,648
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,979	1,097,011
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		814,786
当期純損失（）		1,569,142
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,979	1,979
当期変動額合計	1,979	756,335
当期末残高	-	1,853,347

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,061,865	971,865	971,865	3,886,950	3,886,950	128	1,853,347
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	483,465	483,465	483,465	-	-		966,930
当期純損失（）			-	1,016,973	1,016,973		1,016,973
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			-		-		-
当期変動額合計	483,465	483,465	483,465	1,016,973	1,016,973	-	50,043
当期末残高	1,545,330	1,455,330	1,455,330	4,903,923	4,903,923	128	1,903,390

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	1,853,347
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		966,930
当期純損失（）		1,016,973
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,240	14,240
当期変動額合計	14,240	35,803
当期末残高	14,240	1,889,150

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上高の急激な落ち込みにより、営業損失、経常損失、当期純損失を計上しておりました。当事業年度においても、旅行需要の大幅な減退が継続しており、853,667千円の営業損失、880,466千円の経常損失、1,016,973千円の当期純損失を計上しております。その結果、当事業年度末の純資産は1,889,150千円の債務超過となっております。

これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応策を図ってまいります。

徹底的なコスト削減

新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大が顕在化した2021年3月期以降、販売費及び一般管理費の見直しを行っており、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、役員報酬の減額、賞与支給の停止、従業員の休業や出向、他社への転籍による削減などを実施しました。当事業年度においては、さらなる固定費圧縮と人員数適正化のため、希望退職の実施及び東京本社の縮小移転を行いました。2024年3月期以降も、売上高に見合った販売費及び一般管理費となるよう引き続きコストコントロールを実行してまいります。

海外旅行市場回復を見据えた収益確保の準備

当社は従来、海外旅行商品を強みとしてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、世界各国において海外渡航制限や行動制限等の措置が取られるなど、海外旅行商品の販売に関して厳しい状況が続いておりました。しかしながら、足元の状況として、海外渡航に関する様々な明るい兆しが見え始めております。このような状況を踏まえ、当社においては、新型コロナウイルス感染症の拡大前に当社の収益の中で大きな比率を占めていた海外旅行商品の販売に資源を集中しており、2024年3月期以降は人員の新規採用や広告宣伝費の投下の拡大により、取扱高の伸長と業績の改善を図ってまいります。

資金の確保

当事業年度末における現金及び預金は690,169千円と、前事業年度末比1,951,320千円減少しております。総額1,799,000千円の当座貸越契約等に関しては契約期限が2023年8月末となっておりますが、取引銀行とは継続的に支援いただくための協議を行っており、契約期限の延長の可能性は高いものと考えております。また、資本増強のために、2022年8月に第三者割当による第3回新株予約権を発行しました。当事業年度において当該新株予約権の行使により956,277千円を調達しております。当該新株予約権の付与総数は60,000個であり、当事業年度末における未行使残数は39,777個あります。

以上の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であることから、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を反映しておりません。

(重要な会計方針)

1 . 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

2 . 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物附属設備	6年～15年
・車両運搬具	6年
・工具、器具及び備品	3年～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 . 引当金の計上基準

__貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失等に備えるため、関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主として以下の5ステップアプローチに基づき、財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を識別する

主要な事業における収益の計上基準は以下のとおりであります。

旅行業

旅行業は、主に自社の企画旅行商品の販売、旅行の手配を行っており、旅行条件書に基づいて顧客に対し企画旅行の実施や航空券・鉄道・ホテル等の手配を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客が帰着した時点又は旅行の実施期間にわたり充足されると判断し収益を認識しております。

なお、旅行商品販売のうち、手配旅行などの当社が代理人として行う取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続してキャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外国通貨及び外貨建短期金銭債権債務は決算日の直物為替相場によって換算しており、換算差額は損益にて処理しております。なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	-	-
繰延税金負債	0	0

(2) 貢財諸表利用者の理解に資するその他の情報

算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来加算一時差異の解消スケジュール及び将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としてあります。

主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、予想販売数量であります。なお、当社は、2023年度に海外旅行市場における旅行者数が段階的に回復に向かうと見込んでおります。

翌年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性の判断は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取手数料」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「営業外収益」の「その他」に表示していた12,591千円は、「受取手数料」491千円、「その他」12,100千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積りの変更)

当社の大坂支店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報入手に伴い、より精緻な見積りが可能となったことから見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額 33,189千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、変更に伴って計上した有形固定資産については、その備忘価額を除く全額を減損損失として処理したため、当事業年度の税引前当期純損失は33,189千円増加しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
短期金銭債権	27,830千円	13,877千円
短期金銭債務	8,688千円	1,339千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
現金及び預金	1,410,000千円	- 千円
短期借入金	2,600,000千円	- 千円

3 当社は運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	3,850,000千円	1,045,000千円
借入実行残高	3,300,000千円	1,045,000千円
差引額	550,000千円	- 千円

4 預り金のうち当社が受給した雇用調整助成金の返還予定額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
預り金	758,024千円	798,492千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業取引による取引高	55,841千円	70,316千円
営業取引以外の取引による取引高	417千円	429千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給与手当	568,623千円	358,023千円
広告宣伝費	65,178千円	22,097千円
減価償却費	- 千円	825千円
支払手数料	300,620千円	355,553千円
地代家賃	194,551千円	131,212千円

おおよその割合

販売費	72%	67%
一般管理費	28%	33%

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(2022年3月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)
子会社株式	58,500

当事業年度(2023年3月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2023年3月31日)
子会社株式	58,500

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金	855,703千円	1,176,180千円
減損損失	165,268千円	121,373千円
資産除去債務	19,864千円	15,667千円
繰延消費税	4,567千円	2,313千円
長期未払金	3,414千円	1,015千円
未収入金	4,095千円	4,095千円
未払事業税	2,296千円	3,328千円
未払事業所税	856千円	-千円
その他	363,900千円	369,297千円
繰延税金資産小計	1,419,966千円	1,693,272千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	855,703千円	1,176,180千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	564,263千円	517,092千円
評価性引当額小計	1,419,966千円	1,693,272千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する有形固定資産	0千円	0千円
繰延税金負債合計	0千円	0千円
繰延税金負債純額	0千円	0千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主な項目別の内訳

前事業年度(2022年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(2023年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について)

当社が2022年3月17日に提出した過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正に対し、2023年6月6日に証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する12,000千円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形固定資産	建物附属設備	0	63,995	63,479 (63,479)	515	0	4,951
	車両運搬具	0	-	0	-	-	-
	工具、器具及び備品	0	-	0	-	0	23,465
	計	0	63,995	63,479 (63,479)	515	0	28,416
無形固定資産	ソフトウェア	0	7,383	7,073 (7,073)	309	0	-
	ソフトウェア仮勘定	0	43,799	43,799 (36,415)	-	0	-
	計	0	51,182	50,872 (43,489)	309	0	-

(注) 1. 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 新基幹システム 7,383千円

ソフトウェア仮勘定 新基幹システム 43,799千円

3. ソフトウェア仮勘定の減損損失を除く当期減少額は、ソフトウェアへの振替額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	306,661	1,124	973	306,812
関係会社事業損失引当金	9,443	-	1,470	7,972

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.tabikobo.com/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第28期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第28期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第29期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月12日関東財務局長に提出。

第29期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月14日関東財務局長に提出。

第29期第3四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2023年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第27期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2023年4月13日関東財務局長に提出。

(5) 内部統制報告書の訂正報告書

事業年度 第27期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2023年4月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第28期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2023年4月13日関東財務局長に提出。

(6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第27期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2023年4月13日関東財務局長に提出。

第28期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2023年4月13日関東財務局長に提出。

第28期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2023年4月13日関東財務局長に提出。

(7) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2022年6月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書

2022年8月12日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書

2022年11月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）

2023年2月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書
2023年2月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書
2023年5月15日関東財務局長に提出。

(8) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当による新株予約権の発行 2022年8月12日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

株式会社旅工房
取締役会 御中

やまと監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 木 村 喬

指定社員
業務執行社員

公認会計士 遠 坂 匡 紀

限定付適正意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社旅工房の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社旅工房及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

会社は受給した雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金に関して、受給申請の内容について精査をする疑義が判明したため、2025年6月5日、特別調査委員会を設置し調査を実施した。当該調査の結果、特別調査委員会から2025年8月29日に調査報告書を受領し、2021年3月期より2023年3月期にかけて雇用調整助成金の不正受給を行っていたことが認定されたことから、当該調査結果に従い訂正を行った。

前任監査人による過年度決算の訂正監査の中で、会社は売上に対応する仕入の計上根拠資料として取引証拠をシステム上に残す運用としていたものの、金券の仕入に関して取引先から発注があったかのように見せかけるためにメールを偽装・改ざんして取引証拠としていたと思われる資料が検出された。会社による類似取引の調査の過程で、2023年3月期においても取引証拠によっては、仕入内容が不明瞭なものや、請求明細に該当する仕入が記載されているかどうかの認定が困難なものが検出されたが、会社による調査は継続しており、現在も未解決事項となっている。そのため、法人営業部門の金券類を含む仕入取引（前連結会計年度214,308千円、当連結会計年度63,002千円）に関しては、不正の疑いがあるものの、売上原価の原価性について裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができなかつたため、当監査法人は当該取引について十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

これらの監査範囲の制約の影響については、金額的重要性はあるが、売上原価（代理人取引として売上高と純額表示した額を含む）及びその他の特定の費用勘定に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度に引き続き、2022年4月1日から2023年3月31までの連結会計年度に営業損失885,871千円、経常損失910,088千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,045,519千円を計上しており、当連結会計年度末において連結貸借対照表上1,805,770千円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要なと判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「限定付適正意見の根拠」及び「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載した事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

株式会社旅工房の法人旅行事業における売上高の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、セグメント情報に記載のとおり、旅行業として単一セグメントであり、その大部分は株式会社旅工房（以下「会社」という）が占めている。</p> <p>また、法人旅行事業の取扱高は2,178,466千円であり、会社グループ合計3,210,039千円の67.9%を占める。</p> <p>加えて、会社は、昨年度実施したグローバル・ライアンス部門におけるGoToトラベル事業給付金の受給申請に関する調査の再調査を行い、検証委員会からの報告書を受け、2023年2月より再発防止策の取り組みを進めている。当該事案は、法人顧客との取引の中から起きたものである。</p> <p>このような状況において、連結売上高の多くの割合を占める会社の法人旅行事業売上高について、架空売上の計上が行われる潜在的なリスクが存在するため、より慎重な監査上の対応を行う必要がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、会社の法人旅行事業の売上高の実在性が当連結会計年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の法人旅行事業売上高の実在性の適切性を検討するに当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・売上高の計上プロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。・会社の基幹システムを利用して計上される売上高に関する業務プロセスを理解し、IT全般統制、IT業務処理統制の整備・運用状況の有効性を評価した。・法人旅行事業売上の全取引を対象とし、旅行1件ごとの売上高もしくは取扱高と利益額に基づく散布図による分析を行い、通常の状況から一定程度乖離のある取引を抽出し、取引内容の理解、経済的合理性について、事業責任者に対する質問を行い、申込メールや旅程表の閲覧及び入金証憑との突合並びに対応する仕入の実在性を確認するために請求書との突合を実施した。また、上記で抽出されない残余部分のうちサンプル抽出した取引に対して、同様の証憑突合を行った。・売掛金の残高のうち、金額的な重要性等に基づき抽出したサンプルについて、得意先への残高確認手続の実施及び差異分析を実施した。・期末日後の基幹システムから出力された売上及び仕入のデータを閲覧し、多額なキャンセル及び修正がないことを確認した。

雇用調整助成金等の不適切な会計処理への対応	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は雇用調整助成金等（雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金）の不正受給疑惑の発覚を受け、雇用調整助成金等の受給実態の解明のために2025年6月5日に弁護士・公認会計士及び独立社外役員を含む特別調査委員会を設置して調査を開始し、2025年8月29日、同委員会より調査報告書を受領した。</p> <p>その結果、雇用調整助成金は、不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受けた不正受給に該当すると認められた。</p> <p>会社は調査結果を受け、雇用調整助成金の不正受給について判明した事実関係に基づいた会計処理への修正を行うとともに、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書の提出を2025年10月31日に行った。</p> <p>雇用調整助成金の不正受給に関し、適切に会計処理の修正が行われているかどうかを確かめるためには、雇用調整助成金の受給実態の把握、不正受給の発生原因、不正受給が行われた範囲及び関連する他の勘定科目への影響等を検討する必要がある。</p> <p>これらの検討には広範にわたる事実関係の確認及び事実関係を踏まえた慎重な判断が必要となることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>監査法人は、会社における雇用調整助成金等の不正受給に関する不適切な会計処理について、類似案件も含めて網羅的に把握され、適切に訂正の処理がなされているかどうかを確かめるため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用調整助成金等の不正受給または不正受給が網羅的に把握されているかどうかを確かめるため、特別調査委員会の作成した調査報告書の信頼性を以下の観点で検討した。 <ul style="list-style-type: none"> 特別調査委員会メンバーの能力、独立性、業務の客觀性 特別調査委員会が行った調査の範囲、実施した手続、調査結果、結論及びその根拠 識別した雇用調整助成金等の不正受給に関する会計処理の修正について、特別調査委員会による調査結果に基づき必要な処理が網羅的かつ正確に行われていることを検討した。 訂正仕訳の網羅性を確認するため、助成金収入に係る総勘定元帳を精査した。訂正によって取り消されなかった類似の助成金収入については、特別調査委員会の調査報告書との整合性を確認するとともに、返還不要とした会社判断の適法性について、慎重に検討した。 本件は、当時の代表取締役社長及び取締役らの関与により雇用調整助成金の不正な受給が組織ぐるみで行われており、全社的な内部統制に不備があるため、監査計画の全体的な見直しを実施し、訂正対象期間の取引種類及び勘定残高に対する追加的なサンプル抽出、本件事案に関連したリスク認識の要否等、必要に応じて追加的な対応を実施した。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して2023年6月29日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の連結財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

会社の2022年3月31日をもって終了した前連結会計年度の訂正前の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該訂正後の連結財務諸表に対して2025年10月31日付で限定付適正意見を表明している。

限定付適正意見を表明した理由は、前任監査人による訂正監査において、法人営業部門の一部の仕入取引に関しては、不正の疑いがあるものの、売上原価の原価性について裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができなかつたためとしている。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書の訂正報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の訂正後の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「限定付適正意見の根拠」に記載された事項に関しては、その他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。これ以外のその他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

株式会社旅工房
取締役会 御中

やまと監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 木 村 喬

指定社員
業務執行社員

公認会計士 遠 坂 匡 紀

限定付適正意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社旅工房の2022年4月1日から2023年3月31日までの第29期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社旅工房の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

会社は受給した雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金に関して、受給申請の内容について精査をする疑義が判明したため、2025年6月5日、特別調査委員会を設置し調査を実施した。当該調査の結果、特別調査委員会から2025年8月29日に調査報告書を受領し、2021年3月期より2023年3月期にかけて雇用調整助成金の不正受給を行っていたことが認定されたことから、当該調査結果に従い訂正を行った。

前任監査人による過年度決算の訂正監査の中で、会社は売上に対応する仕入の計上根拠資料として取引証拠をシステム上に残す運用としていたものの、金券の仕入に関して取引先から発注があったかのように見せかけるためにメールを偽装・改ざんして取引証拠としていたと思われる資料が検出された。会社による類似取引の調査の過程で、2023年3月期においても取引証拠によっては、仕入内容が不明瞭なものや、請求明細に該当する仕入が記載されているかどうかの認定が困難なものが検出されたが、会社による調査は継続しており、現在も未解決事項となっている。そのため、法人営業部門の金券類を含む仕入取引（前事業年度214,308千円、当事業年度63,002千円）に関しては、不正の疑いがあるものの、売上原価の原価性について裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができなかつたため、当監査法人は当該取引について十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

これらの監査範囲の影響については、金額的重要性はあるが、売上原価（代理人取引として売上高と純額表示した額を含む）及びその他の特定の費用勘定に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されるとおり、会社は、前事業年度に引き続き、2022年4月1日から2023年3月31日までの第29期事業年度に営業損失853,667千円、経常損失880,466千円、当期純損失1,016,973千円を計上しており、当事業年度末において貸借対照表上1,889,150千円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「限定付適正意見の根拠」及び「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載した事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

法人旅行事業における売上高の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。	

雇用調整助成金等の不適切な会計処理への対応	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。	

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されるとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して2023年6月29日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

会社の2022年3月31日をもって終了した前事業年度の訂正前の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該訂正後の財務諸表に対して2025年10月31日付けで限定付適正意見を表明している。

限定付適正意見を表明した理由は、前任監査人による訂正監査において、法人営業部門の一部の仕入取引に関しては、不正の疑いがあるものの、売上原価の原価性について裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができなかつたためとしている。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書の訂正報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の訂正後の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「限定付適正意見の根拠」に記載された事項に関しては、その他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。これ以外のその他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。